

いのち支える大分県自殺対策計画(第2期)

令和6年3月
大分県

は じ め に

本県では、平成 30 年 3 月に「いのち支える大分県自殺対策計画」を策定し、SNS を活用した相談体制の充実や、働き盛り世代と高齢者をサポートするゲートキーパーの養成など、総合的な自殺対策を進めてきました。

全国の自殺者数が増加に転じている中、本県においては、令和 4 年の自殺者数は 169 人と平成元年以降最小となり、自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）も 18.0 から 15.5 に減少しています。

市町村をはじめ、民間団体、医療機関、事業所、支援機関など関係者各位のこれまでのご尽力に、深く感謝いたします。

しかしながら、いまだに年間 100 人を超える方が自殺で亡くなっています。継続した取組が必要です。

今回改定した第 2 期計画では、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、すべての県民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、身近な相談窓口や専門家につなぎ、見守っていけるよう、広報・啓発をさらに進めます。

また、令和 3 年から 2 年連続で前年の自殺者数を上回っている女性への対策に加え、性の多様性に関する悩みを抱える本人や周囲の方、さらには、地域や企業等で受け入れが進んでいる外国人への支援を明確に掲げ、自殺防止対策を強化することとしています。

本計画に基づき、今後とも市町村や関係機関等と連携を図りながら、総合的に取り組んでまいりますので、県民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なご協力をいただきました大分県自殺対策連絡協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に心から御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

大分県知事 佐藤 樹一郎



目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1	趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1

第2章 本県における自殺の現状と課題及び目標

1	自殺者数・自殺死亡率の推移	2
2	性別	3
3	年代別	4
4	原因・動機別	8
5	職業別	9
6	計画の数値目標	11

第3章 自殺対策の基本方針

1	生きることの包括的な支援として推進	12
2	関連施策との有機的な連携で総合的な対策を展開	12
3	実践と啓発を両輪として推進	12
4	各役割を明確化し、連携・協働して推進	12
5	自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮	13

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1	総合的な自殺対策の推進	14
(1)	市町村への支援	14
(2)	民間団体が行う自殺対策への支援	14
(3)	地域における連携・ネットワークの強化	14
(4)	自殺対策を支える人材の育成	15
(5)	自殺に関する正しい知識の普及と啓発	15
(6)	保健医療福祉体制の充実	16
(7)	相談体制の整備	17
【参考】 大分県内の相談窓口一覧「豊の国こころの“ホッ”とライン」		18
(8)	自殺未遂者等への支援	20
(9)	遺された人への支援	20
(10)	インターネット上の自殺情報への対策等	20
2	こども・若者の自殺対策の推進	21
(1)	こどもへの支援	21
(2)	若者への支援	23
(3)	インターネットの適正利用の推進	23
(4)	ひきこもり等支援	23
(5)	性犯罪・性暴力の被害者への支援	24

3 労働者・経営者の自殺対策の推進	24
(1) 働きやすい職場づくりの推進	24
(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	24
(3) ハラスメント防止対策	25
(4) 経営者に対する相談事業の実施等	25
4 失業者等の自殺対策の推進	25
(1) 失業者等に対する相談窓口等の充実	25
(2) 障がいのある方の「働きたい」を支援	26
5 生活困窮者の自殺対策の推進	26
(1) 多分野多機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援	26
(2) 生活困窮者と自殺対策の連動を図るための研修の開催	26
(3) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援	26
6 子育て世代の自殺対策の推進	27
(1) 妊産婦への支援の充実	27
(2) 子育ての悩みに対する支援	27
7 高齢者の自殺対策の推進	28
(1) 包括的な支援のための連携の推進	28
(2) 地域における要介護者に対する支援	28
(3) 高齢者の健康不安に対する支援	28
(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	29
(5) 高齢者の生活不安に対する支援	29
(6) 介護者への支援	29
8 女性の自殺対策の推進	29
(1) ハラスメント防止対策	29
(2) 困難な問題を抱える女性への支援	29
(3) 性犯罪・性暴力の被害者への支援	30
9 性的少数者の自殺対策の推進	30
(1) 相談体制の整備	30
(2) 性的少数者に対する理解促進	30
10 外国人の自殺対策の推進	31
(1) 外国人材受入れの環境整備	31
(2) 外国人への支援体制	31
11 評価指標一覧	32

第5章 自殺対策の推進体制等	3 4
1　自殺対策の推進体制及び進行管理	3 4
(1) 大分県自殺対策連絡協議会	3 4
(2) 庁内自殺対策推進会議	3 4
2　計画の見直し	3 4
資料編	3 5

第1章 計画策定の趣旨等

1 趣旨

平成 18 年に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号。以下「基本法」という。）が施行、平成 19 年には、自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が策定され、全国的に自殺対策が総合的に推進されてきました。

こうした中、平成 28 年に基本法が改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村は地域の実情を勘案した自殺対策計画を策定することとされました。

本県においては、平成 29 年に閣議決定された大綱に基づき、平成 30 年 3 月に「いのち支える大分県自殺対策計画」を策定しました。

令和 4 年 10 月に大綱が改定され、また、本県の自殺対策の更なる充実を図るため、このたび、「いのち支える大分県自殺対策計画（第 2 期）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条第 1 項の規定に基づき、本県の状況に応じた自殺対策を推進するために策定するものです。

また、大分県長期総合計画の部門計画として位置づけ、同計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

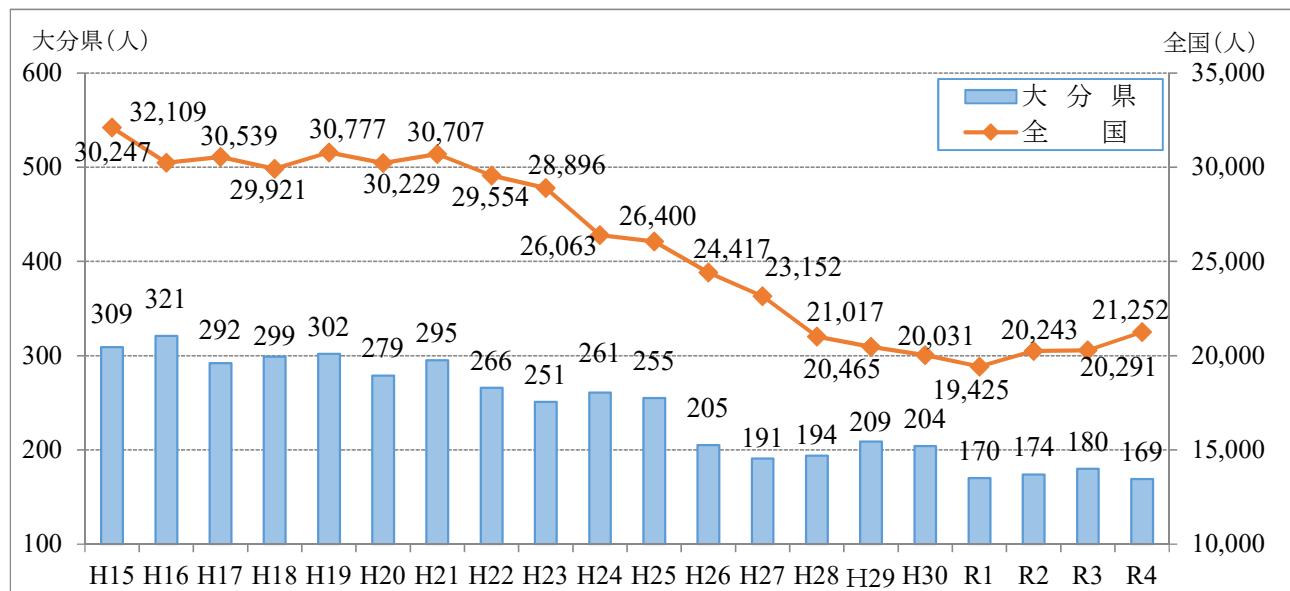
本計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間とします。

第2章 本県における自殺の現状と課題及び目標

1 自殺者数・自殺死亡率の推移

(1) 自殺者数の推移

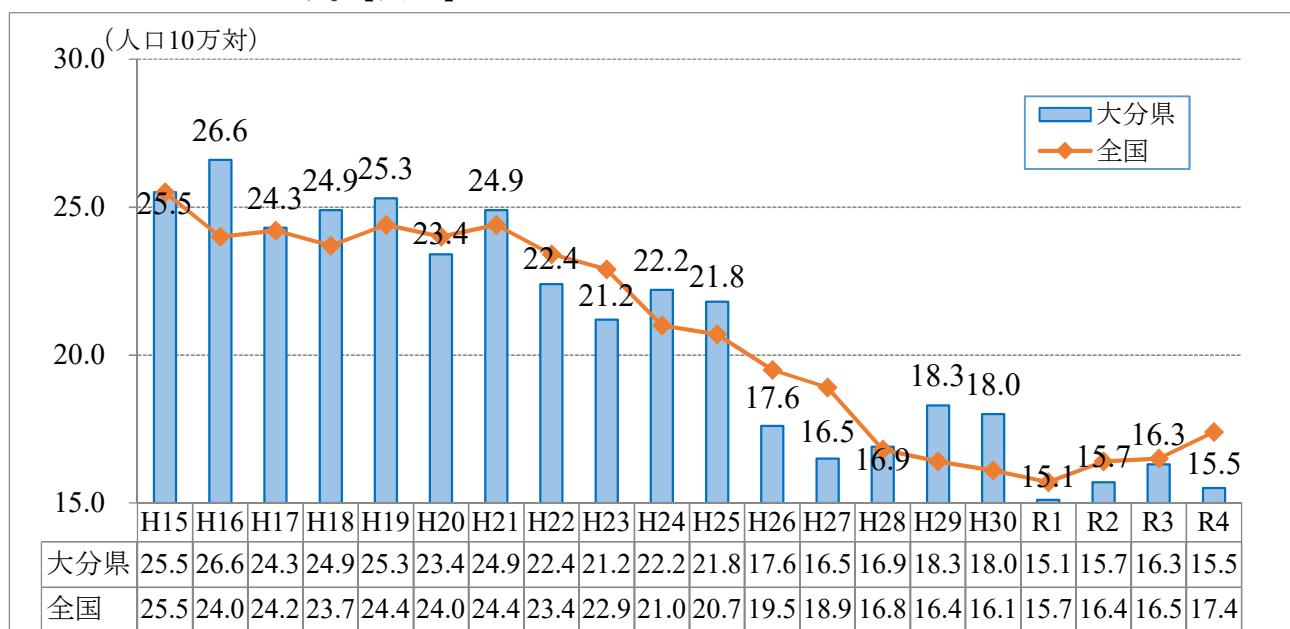
本県の自殺者数は減少傾向で推移し、令和元年以降は、ほぼ横ばいとなったものの、令和4年は169人と、平成元年以降最少となりました。しかしながら、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の影響により社会的な孤立が危惧される中、現在もなお、毎年100人以上の方が、自殺により亡くなっています。【図1】



【図1】自殺者数の推移 大分県・全国 (人口動態統計)

(2) 自殺死亡率の推移

本県の人口10万人あたりの自殺者数をあらわす自殺死亡率は、平成29年、30年は全国を大きく上回りましたが、令和元年以降は、全国を下回り、令和4年は15.5となっています。【図2】

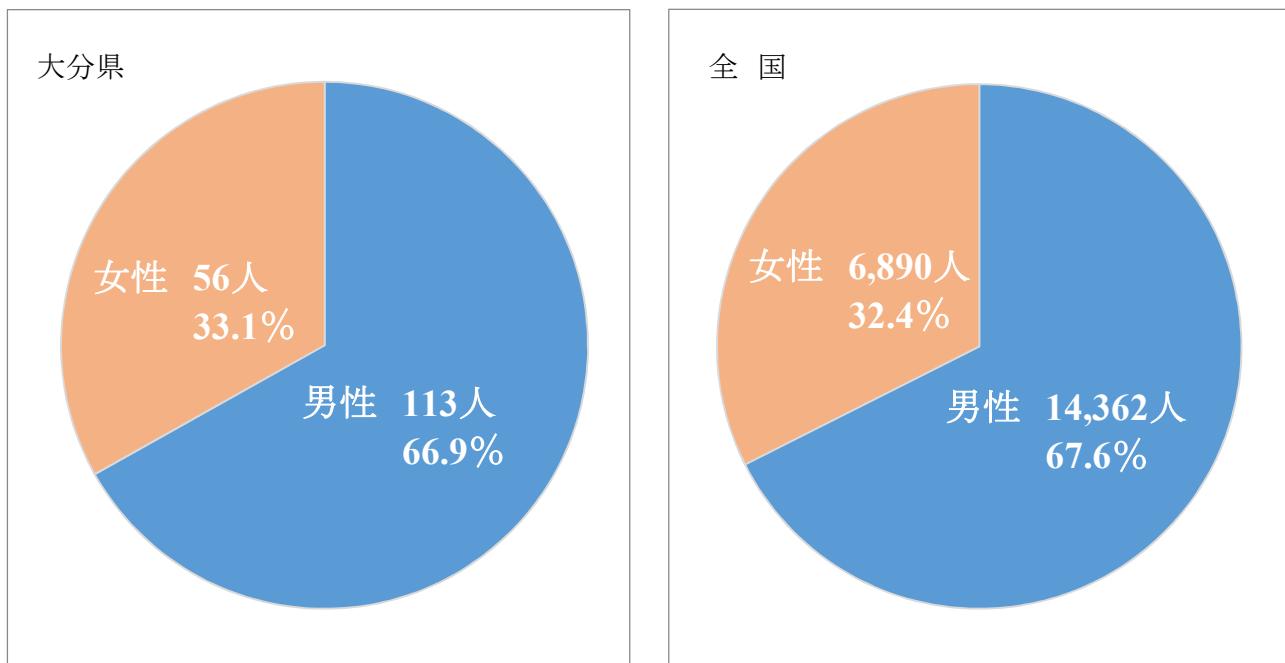


【図2】自殺死亡率の推移 大分県・全国 (人口動態統計)

2 性別

(1) 性別自殺者数の割合

本県の令和4年の性別自殺者数をみると、男性の自殺者数は66.9%となっており、女性を大きく上回っています。【図3】

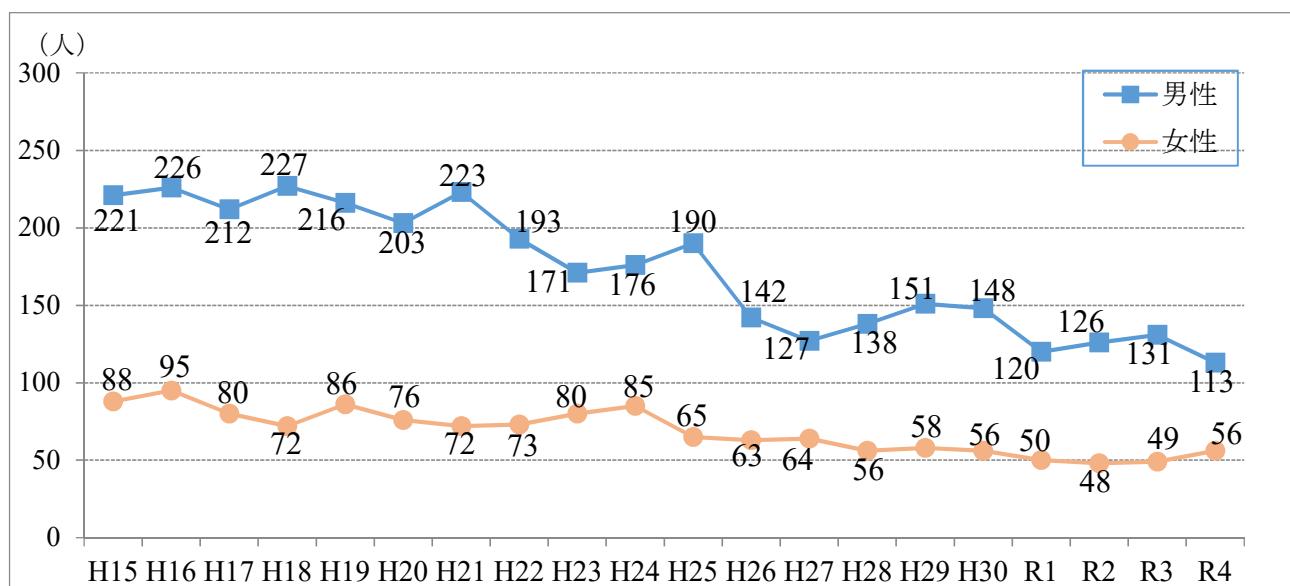


【図3】令和4年 性別自殺者数の割合 大分県・全国（人口動態統計）

(2) 性別自殺者数の推移

本県の令和4年の性別自殺者数の推移をみると、男性は減少傾向にありますが、女性は、ほぼ横ばいではあるものの、令和3年から上昇が伺えます。【図4】

全国の女性の自殺者数が令和2年度から増加傾向に転じたことから、引き続き、状況を注視し、全国と同じ動きにならないよう、早めに女性に対する支援を講じる必要があります。



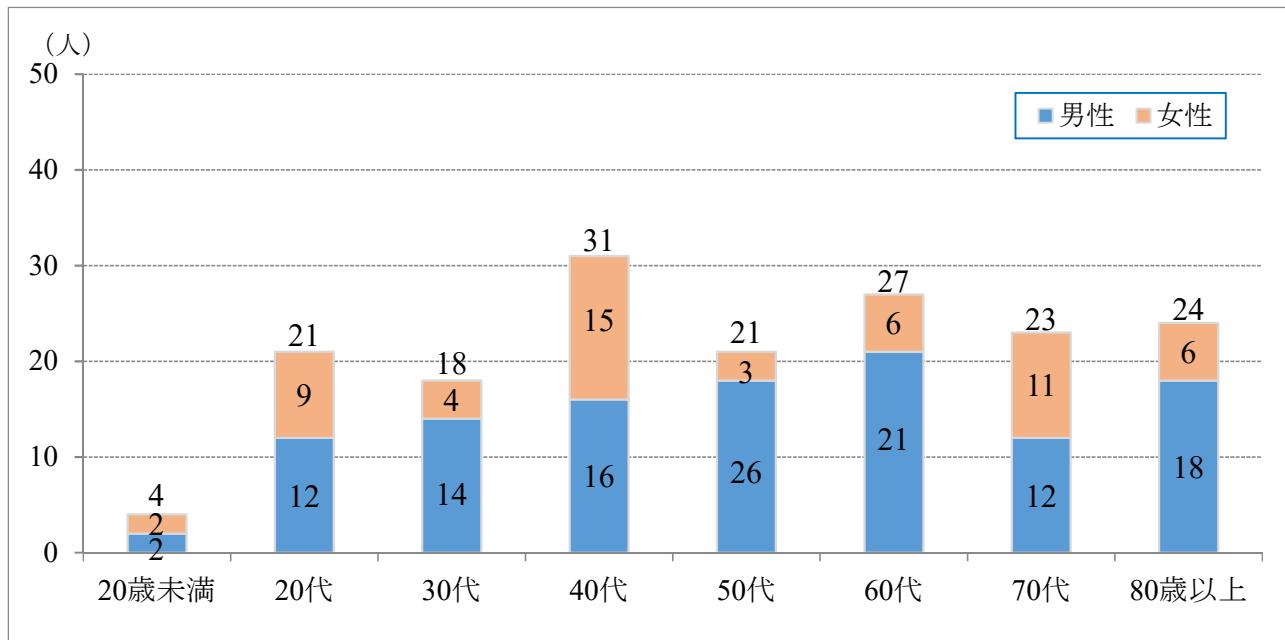
【図4】性別自殺者数の推移 大分県（人口動態統計）

3 年代別

(1) 年代別自殺者数

本県の令和4年の年代別自殺者数をみると、「40代」が最も多く、次いで、「60代」、「80歳以上」、「70代」となっています。また、男性では「50代」、女性では「40代」と、男女ともに、働き盛り世代が最も多くなっています。【図5】

働き盛り世代と高齢者の自殺者数が多いため、これらの年代への支援が必要です。

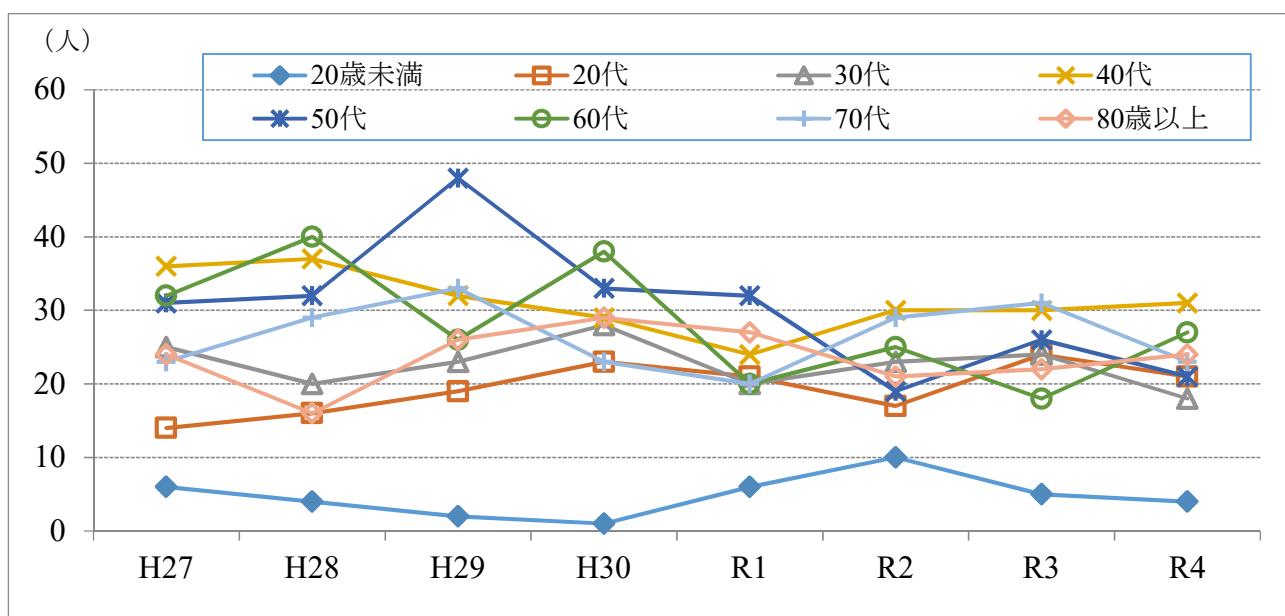


【図5】令和4年 年代別自殺者数 大分県 (人口動態統計)

(2) 年代別自殺者数の推移

本県の年代別自殺者数の推移をみると、どの年代も概ね横ばいとなっています。

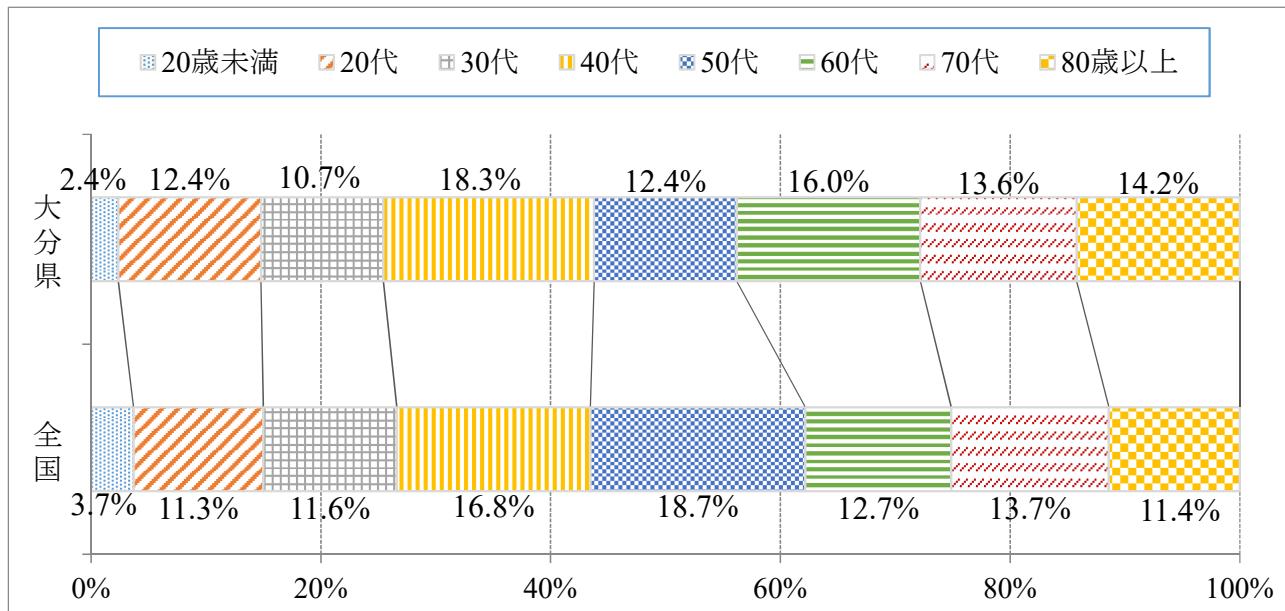
【図6】



【図6】年代別自殺者数の推移 大分県 (人口動態統計)

(3) 年代別自殺者の構成割合

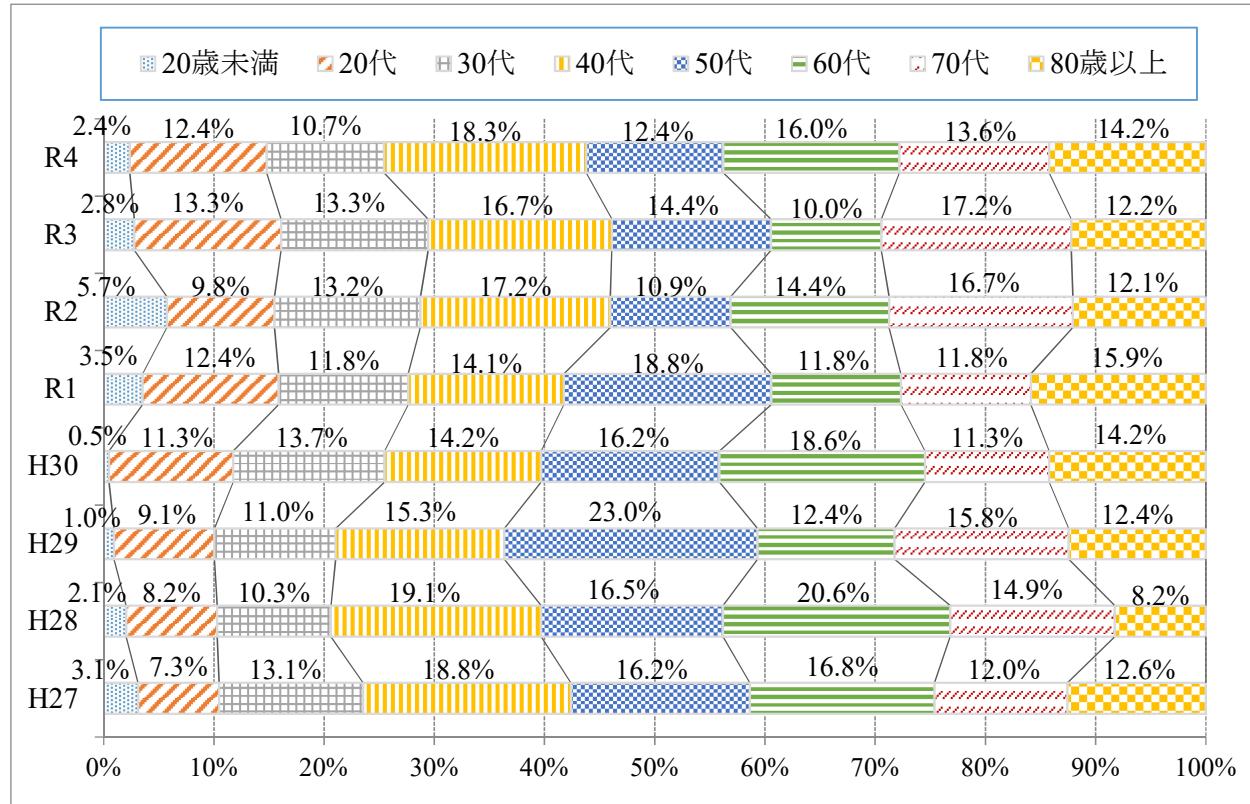
本県の令和4年の年代別自殺者の構成割合を全国と比較すると、「20代」、「40代」、「60代」、「80歳以上」が高くなっています。【図7】



【図7】令和4年 年代別自殺者の構成割合 大分県・全国 (人口動態統計)

(4) 年代別自殺者の構成割合の推移

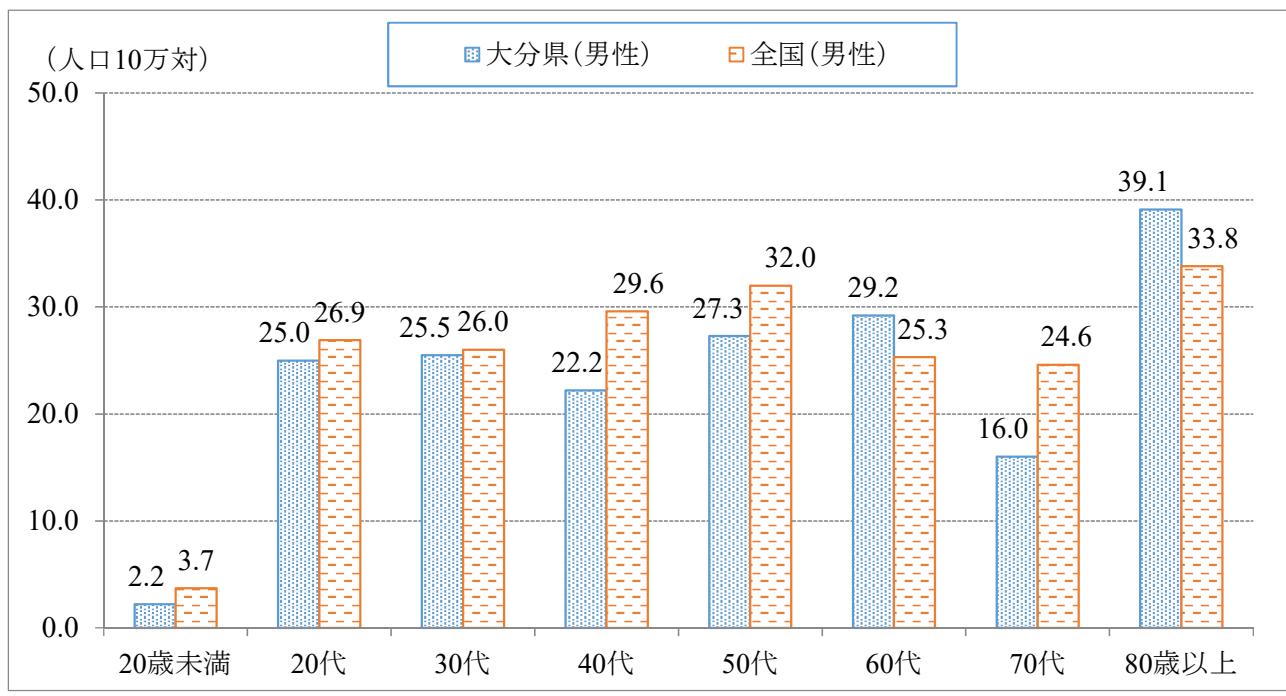
本県の年代別自殺者数の構成割合の推移をみると、多少の増減はあるものの、どの年代もほぼ同じ割合で、推移しています。【図8】



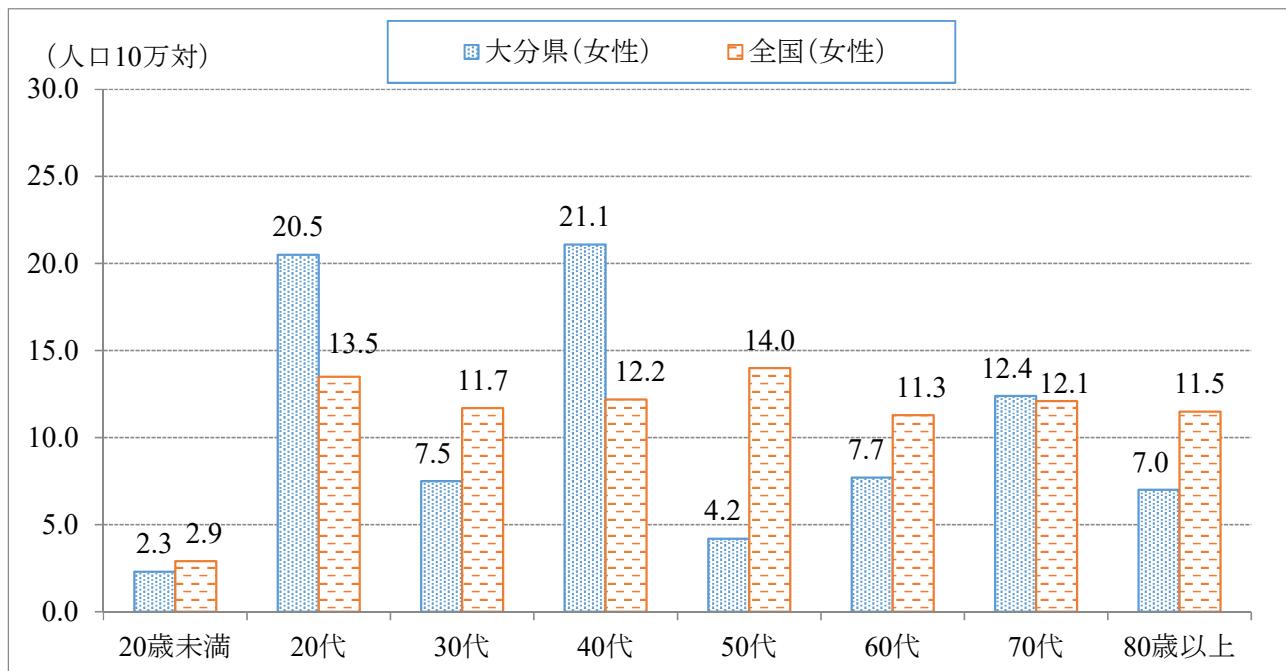
【図8】年代別自殺者の構成割合の推移 大分県 (人口動態統計)

(5) 年代・性別自殺死亡率

本県の令和4年の年代別自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を全国と比較すると、男性は、「60代」、「80歳以上」が高くなっています。【図9】
また、女性は、「20代」、「40代」で7ポイントから9ポイント高くなっています。
【図10】



【図9】令和4年 年代別自殺死亡率（男性） 大分県・全国（人口動態統計）



【図10】令和4年 年代別自殺死亡率（女性） 大分県・全国（人口動態統計）

(6) 年代別死因順位

本県の令和4年の年代別死因順位をみると、「40代」以下では、自殺を死因とする順位が高くなっています。「20代」、「30代」では、第1位となっています。20歳未満と40代で第2位となっていることから、こども・若者、働き盛り世代、子育て世代等への支援も必要です。【表1】

【表1】令和4年 年代別死因順位 大分県（人口動態統計）

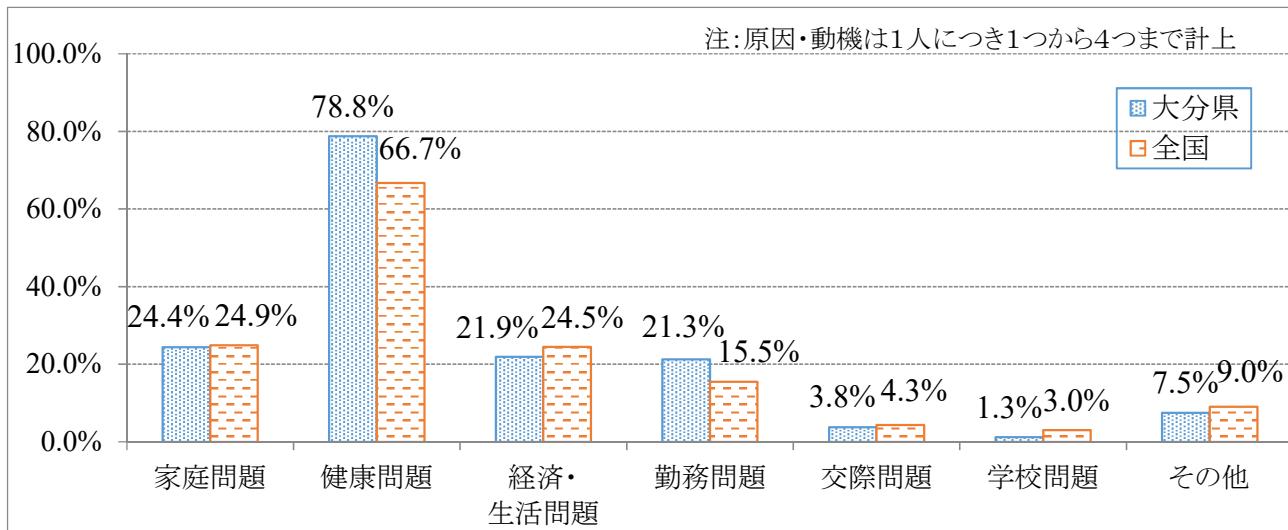
	第1位	第2位	第3位
20歳未満	その他の先天奇形及び変形 (14.6%)	自殺／循環器系の先天奇形／周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害 (各9.8%)	
20代	自殺 (55.3%)	不慮の事故 (15.8%)	悪性新生物 (10.5%)
30代	自殺 (32.7%)	悪性新生物 (23.6%)	不慮の事故／心疾患 (各9.1%)
40代	悪性新生物 (25.8%)	自殺 (17.4%)	心疾患 (9.6%)
50代	悪性新生物 (34.9%)	心疾患 (10.1%)	脳血管疾患 (7.0%)
60代	悪性新生物 (45.4%)	心疾患 (10.8%)	脳血管疾患 (6.9%)
70代	悪性新生物 (37.1%)	心疾患 (12.0%)	脳血管疾患 (7.3%)
80歳以上	悪性新生物 (16.7%)	心疾患 (15.6%)	老衰 (13.7%)

4 原因・動機別

(1) 原因・動機別自殺者の構成割合

本県の令和4年の原因・動機別割合をみると、全国と同様に「健康問題」の構成割合が最も高くなっていますが、自殺に至るまでの背景は一様ではなく、家庭問題、経済・生活、学校・職場での人間関係等、様々な要因が複雑に関係することから、各分野で支援に関わる人々の連携と、身近な人が気づき・見守り・声かけ等による早期発見・支援ができる地域づくりが必要です。【図11】

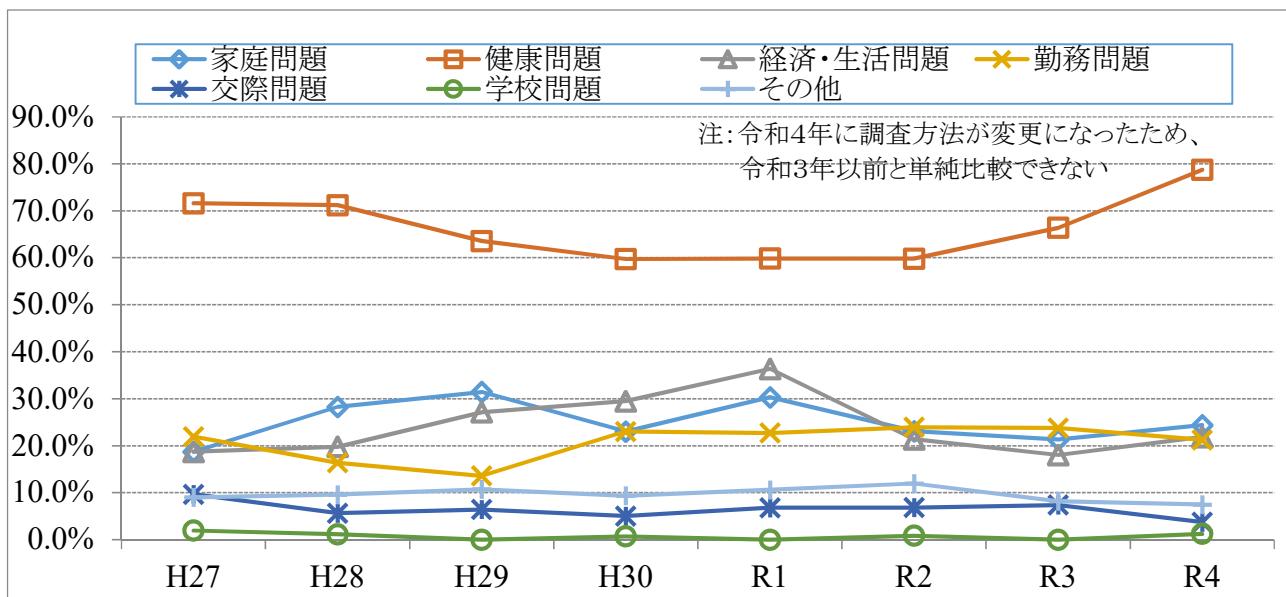
また、自死遺族や多重債務者、介護者、生活困窮者、性的少数者、外国人等、困難な問題を抱える人に対する相談体制の整備や支援を充実する必要があります。



【図11】令和4年 原因・動機別自殺者の構成割合 大分県・全国
(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省において特別集計)

(2) 原因・動機別自殺者の構成割合の推移

本県の令和4年の原因・動機別自殺者の構成割合の推移をみると、どの年も「健康問題」が最も多くなっています。【図12】

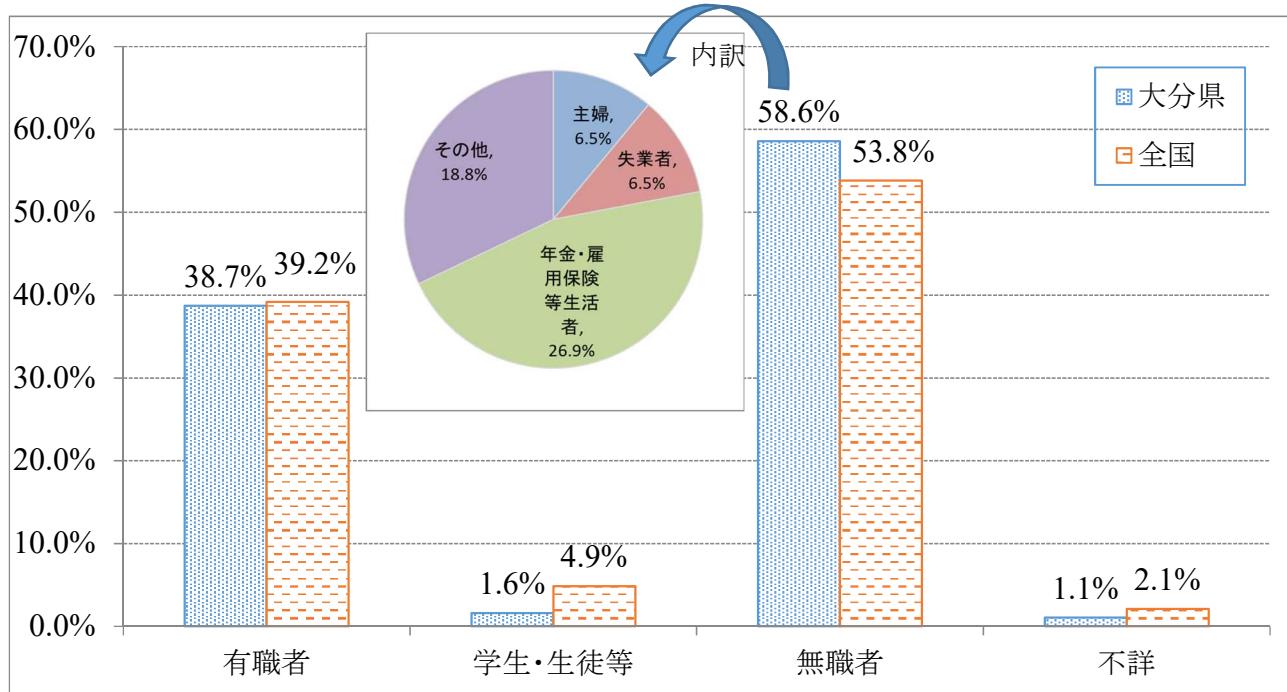


【図12】令和4年 原因・動機別自殺者の構成割合の推移 大分県
(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省において特別集計)

5 職業別

(1) 職業別自殺者の構成割合

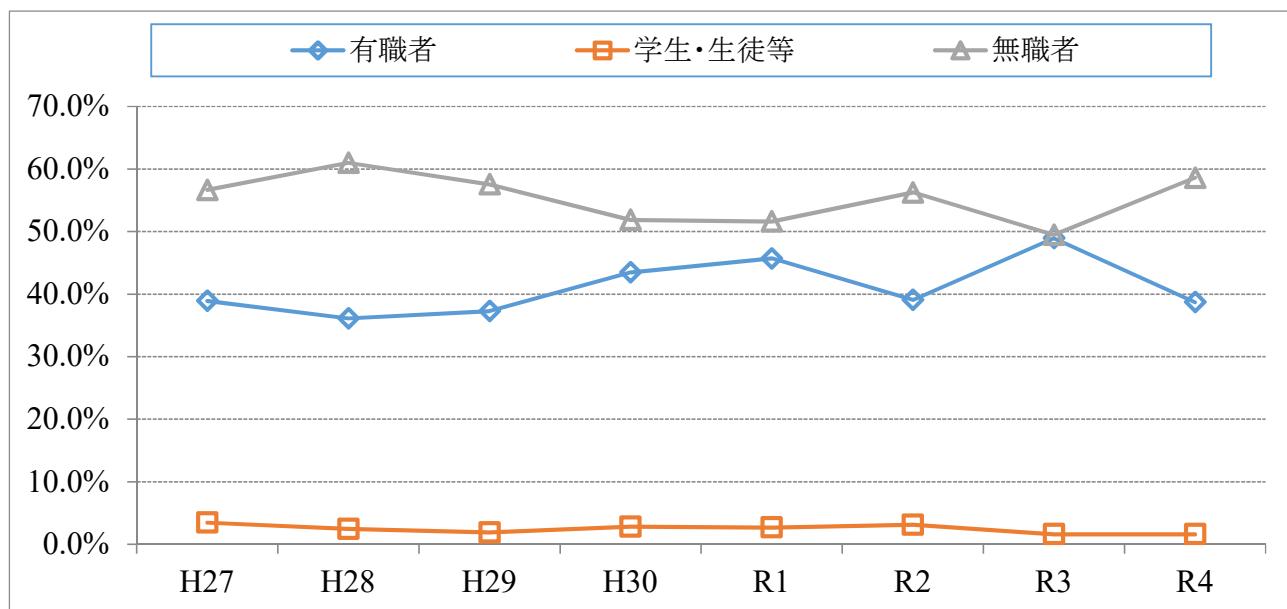
本県の令和4年の職業別自殺者の構成割合をみると、「無職者」が最も高く、次いで「有職者」となっています。【図13】



【図13】令和4年 職業別自殺者の構成割合 大分県・全国
(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省において特別集計)

(2) 職業別自殺者の構成割合の推移

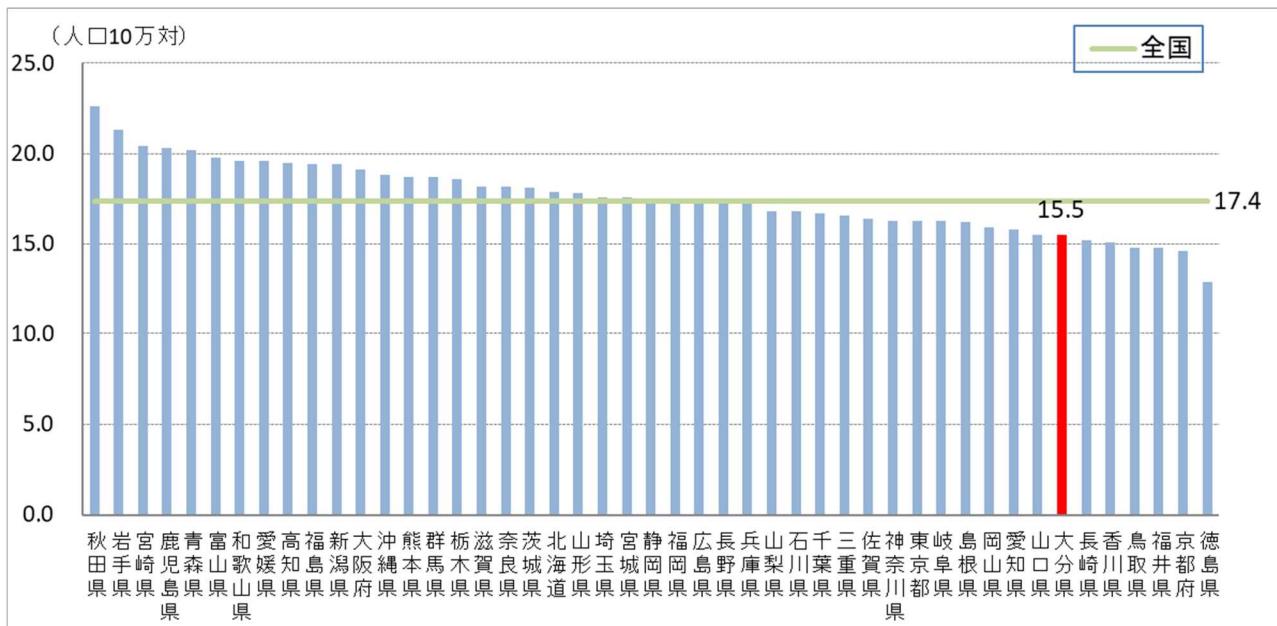
本県の職業別自殺者の構成割合の推移をみると、どの年も「無職者」が高い割合で推移しています。【図14】



【図14】職業別自殺者の構成割合の推移 大分県
(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省において特別集計)

【参考】令和4年 都道府県別自殺死亡率

本県の令和4年の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は15.5で、全国の17.4より低く、全国で41位となっています。



【図 15】令和 4 年 都道府県別自殺死亡率（人口動態統計）

平成27年以降の全国順位(高い順)の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
大分県	41位	25位	10位	9位	34位	32位	22位	41位

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

1 調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む。）を対象としています。

2 調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しています。

3 事務手続き上(訂正報告)の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上しています。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています

6 計画の数値目標

本計画では、令和 11（2029）年までに、令和 4（2022）年の自殺死亡率 15.5 を、先進諸国水準の自殺死亡率 13.0 まで減少させることを目指します。大綱では、令和 8 年までに自殺死亡率を 13.0 以下まで減少させることを目指しているため、計画期間中に自殺死亡率 13.0 以下を達成した場合には、目標数値の見直しを行います。

	令和 4（2022）年 (現状)	令和 11（2029）年 (目標)
自殺死亡率	15.5	13.0
自殺者数	169人	134人

※自殺死亡率とは、人口 10 万人あたりの自殺者数のことです。

令和 11（2029）年の自殺者数は、令和 12（2030）年人口推計値（1,031,171 人）を使用して算出しています。

（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和 5 年推計）より）

第3章 自殺対策の基本方針

1 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

2 関連施策との有機的な連携で総合的な対策を展開

自殺に至るまでの背景には、精神保健的な視点だけでなく、健康問題や家庭問題、経済・生活、学校・職場での人間関係等、様々な要因が複雑に関係しています。このため、自殺対策の推進にあたっては、社会・経済的な視点も含む包括的な取組を進めることができます。

また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、組織や人々が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、ひきこもり、性暴力被害、性的少数者等に関連する分野において、連携の効果を更に高め、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、一体的に取り組むことで、総合的な自殺対策を推進します。

3 実践と啓発を両輪として推進

自殺は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景について正しく理解を深めること、危機に陥った場合には誰かに援助を求めるのが大事ということが、地域全体の共通認識となるよう啓発することが重要です。

全ての県民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、身近な相談窓口や精神科医等の専門家につなぎ、見守っていけるよう、広報、啓発の取組を更に進めます。

4 各役割を明確化し、連携・協働して推進

県、市町村、関係団体、民間団体、企業、県民等が連携・協働して、県を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互に連携し、協働することで自殺対策を総合的に実施していきます。

具体的には、県や市町村には「当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、県民にも「自殺が社会全体の

問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

5 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

基本法第9条において、「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。」と定められていることを踏まえ、県、市町村、民間団体等の自殺対策にかかわる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組みます。

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1 総合的な自殺対策の推進

(1) 市町村への支援

- 市町村へ自殺対策関連情報の提供を行い、自殺対策計画の策定支援及び進捗管理を行います。 【障害福祉課】
- 国の地域自殺対策強化交付金を活用し、市町村が実施する地域の実情に応じたきめ細やかな自殺対策を促進します。 【障害福祉課】

(2) 民間団体が行う自殺対策への支援

- 「大分いのちの電話」等が実施する電話相談事業について、県ホームページへの掲載やチラシ等の配布により県民への周知を図るとともに、電話相談員の養成を支援します。 【障害福祉課】

(3) 地域における連携・ネットワークの強化

- 自殺対策を総合的に推進していくため、大分県自殺対策連絡協議会を開催し、関係機関の意見を自殺対策の取組に反映していくとともに、計画の進捗管理、自殺対策の情報交換及び連携強化を図ります。 【障害福祉課】
- 地域におけるこころの健康づくりを推進するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、様々な関係機関・団体の取組を支援します。
【障害福祉課、福祉保健企画課、健康政策・感染症対策課、高齢者福祉課、こども未来課、こども・家庭支援課】
- 様々なこころの悩みに応じる相談機関による事例検証や相談技術の研修を通じて、包括的なネットワークを構築します。
【障害福祉課、こころとからだの相談支援センター】
- こころの健康づくりにおける地域保健と職域保健との連携に努めます。
【健康政策・感染症対策課】
- 不動産業者、大家、社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉法人、居住支援法人、大学、住民や地域の活動団体、市町村関係各課、県等からなる居住支援協議会や居住支援ネットワーク体制を構築し、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など）からの各種相談対応や生活・就労支援、地域の居場所づくり等を支援します。 【建築住宅課】

(4) 自殺対策を支える人材の育成

- 地域におけるこころの健康問題に関する専門的知識の習得、対応能力を向上させるため、市町村保健福祉担当職員等に対して、自殺対策についての事例検討会及び研修を実施します。
【こころとからだの相談支援センター】
- 健康経営事業所の健康管理担当者やケアマネジャー向けに研修を行い、働き盛り世代と高齢者の異変を察知できる身近な支援者の役割を担う「豊の国こころの“ホッ”とサポーター」を養成します。
【障害福祉課】
- 「ペリネイタル・ビジット、ヘルシースタートおおいた合同専門部会」における事例検討を通して、精神的リスクの高い妊産婦への支援技術の向上を図ります。
【こども未来課】
- 地域で身近な相談・見守り活動を行う民生委員・児童委員等に対して、こころの健康づくりに関する基本的な知識の習得や相談技術向上のための研修を実施します。
【福祉保健企画課】
- 高齢者の心身の健康保持に必要な援助や相談技術を向上させるため、地域包括支援センターの職員等に対して、研修を実施します。
【高齢者福祉課】
- 自殺の背景にある社会的要因の相談に従事する生活困窮者自立相談支援機関の支援員、市町村の多重債務相談窓口の相談員等に対し、自殺対策やメンタルヘルスについての正しい知識の普及を図ります。
【福祉保健企画課、県民生活・男女共同参画課】
- 学生相談に関わる大学・専修学校の教職員等に対して、若年層のこころの問題に適切に介入や支援を行うための知識、技術の習得及び対応力の向上を図ります。
【障害福祉課、こころとからだの相談支援センター】

(5) 自殺に関する正しい知識の普及と啓発

ア リーフレットの配布やホームページによる普及啓発

- 自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）を中心に、国や市町村、関係機関・団体と連携し、ポスターの掲示やチラシ・グッズの配布などの啓発事業を実施し、自殺に関する県民の理解を促進します。
【障害福祉課】
- 自殺や精神疾患に対する誤った先入観や偏見をなくし、正しい知識の普及や早期発見の啓発のため、うつ病や依存症等の精神疾患に関するリーフレット等を作成・配布します。
【障害福祉課、こころとからだの相談支援センター】

- 自殺の背景には様々な社会的要因があることから、こころや身体の健康問題のほか、家庭、経済、教育、労働などに関する専門の相談窓口をホームページやリーフレット等により広く周知を図ります。 【障害福祉課】

イ 講演会等による普及啓発

- 企業や地域団体におけるメンタルヘルス対策を推進するため、企業等が主催する研修に講師を派遣し、メンタルヘルスについての正しい知識を普及します。 【障害福祉課】

- 大分いのちの電話や大分県断酒連合会と連携し、県民を対象とした、自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発する講演会を開催します。 【障害福祉課】

- 児童生徒等を対象とした薬物乱用防止教室の開催、薬物相談窓口の設置、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬・覚せい剤乱用防止運動などの取組を通じて、薬物乱用防止対策を推進します。 【薬務室】

(6) 保健医療福祉体制の充実

ア 精神科医療体制の充実

- 精神科医療体制については、身体合併症や精神科救急に対応する県立病院精神医療センター、民間精神科医療機関、大分大学医学部附属病院、その他の救急医療機関の連携を強化し、充実を図ります。 【障害福祉課、医療政策課】

- 精神保健福祉法における措置入院の診察（警察官通報）において、自殺のリスクが高い人に対して適切な医療の提供及び保護を図るため、「精神科救急医療システム」の円滑な運営に努めるとともに、警察等と連携してシステムの更なる充実を図ります。 【障害福祉課】

※ 精神科救急医療システム

夜間・休日を中心とした緊急の精神医療相談や医療機関における受診及び入院に対応するための精神科救急医療体制

- 災害時に精神科医療を提供する上で中心的な役割を担う「災害拠点精神科病院」と被災地域において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム（D P A T）」について、研修や訓練による人材育成を継続的に実施します。 【障害福祉課、こころとからだの相談支援センター】

イ うつ病等のスクリーニングの実施

- 市町村や保険者による健康診査、健康相談や介護予防事業等の機会を活用して、うつ病等の疑いがある人の早期の把握に努め、適切な相談等につなげます。 【障害福祉課、健康政策・感染症対策課、国保医療課、高齢者福祉課】

- 質問票を用いた産後うつのスクリーニングを推進します。 【こども未来課】

ウ うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者支援の推進

- アルコール、ギャンブル、薬物等の依存症者及びその家族について、早期に専門機関や自助グループの支援につなげるため、相談対応や家族学習会の開催、県民向けの普及啓発等を行います。

【障害福祉課、薬務室、こころとからだの相談支援センター】

エ がん患者、慢性疾患患者等への支援

- 県内9カ所のがん診療連携拠点病院等に設置された、がん相談支援センターにおいて、治療や療養生活全般などの不安や悩みについて質問・相談に応じます。

【健康政策・感染症対策課】

- がんと診断された時から患者とその家族等が、身体的苦痛だけでなく、精神的苦痛、就業や経済負担等の社会的苦痛に対して、適切に緩和ケアや支援を受けられる体制を強化します。

【健康政策・感染症対策課】

(7) 相談体制の整備

- 保健所、こころとからだの相談支援センター等において、悩みを抱える人だけでなく、その家族等が孤立せずにすむよう、支援を推進します。

【障害福祉課、こころとからだの相談支援センター】

- こころの不安を打ち明けられるよう、保健所において、精神科医師による精神保健相談を実施するとともに、広く県民に周知するため、市町村報等を通じて広報を行います。

【障害福祉課】

- こころとからだの相談支援センターにおいて、予約・相談専用電話と傾聴を中心としたこころの相談電話を実施します。

【こころとからだの相談支援センター】

- 県や市町村、関係団体等による相談事業において、障がいの特性等により電話や対面による相談が困難な場合であっても、可能な限り相談ができるよう、メール、SNS等の相談手段の確保や、その周知に努めます。

【障害福祉課】

- 県や市町村等の多重債務に関する相談窓口の周知や、無料相談会の実施等を通して、多重債務者ができるだけ早く相談窓口を訪れることができるよう、環境の整備を図ります。

【県民生活・男女共同参画課】

【参考】大分県内の相談窓口一覧 「豊の国こころの“ホツ”とライン」(一部省略)

令和5年12月1日現在の情報です。対応時間と電話番号については、
「こころ いのち 大分県」で検索いただぐか、右記のQRコードからご覧ください。



分野別	相談内容	相談窓口
こころ	生きるうえでの不安や悩み、心配ごと	大分いのちの電話
	生きる望みを失ったとき	フリーダイヤル『自殺予防いのちの電話』
	自死遺族のこころの相談、遺族のつどいの紹介	県こころとからだの相談支援センター予約・相談電話
	自死につながる悩みや自死遺族のための法律相談	自死関連事案当番弁護士制度 (大分県弁護士会貧困と人権に関する委員会)
	こころの不調を感じたとき	こころの相談[チャット] (大分県公認心理師協会・県委託事業)
法 律	法的トラブルを解決するための情報提供	法テラス・サポートダイヤル
	総合法律相談	大分県弁護士会法律相談センター
	多重債務、家事事件、金銭請求等	大分県司法書士総合相談センター
人 権	人権問題全般	みんなの人権110番(最寄りの法務局)
	LGBT等に関する総合相談	人権相談(県人権尊重・部落差別解消推進課) LGBT等に関する相談窓口 (大分県公認心理師協会・県委託事業)
金融 ・ 経営	多重債務に関する相談	九州財務局大分財務事務所多重債務相談窓口
	商工業者の経営改善相談	大分県商工会議所連合会
	中小企業組合の設立、運営相談	大分県中小企業団体中央会
仕事 ・ 職場	職場におけるメンタルヘルス相談	大分産業保健総合支援センター
	労働問題に関する相談 ※セクシュアルハラスメントなどに関する相談を含む	総合労働相談コーナー(大分労働局雇用環境・均等室) 総合労働相談コーナー(各労働基準監督署)
	労働条件をめぐる悩みや不安・疑問に関する相談	労働条件相談「ほっとライン」
	労働者、使用者の労働相談	労政・相談情報センター「労働110番」 (県雇用労働政策課)
青 少 年 ・ 子 も ら	児童虐待や児童の保護等に関する相談	中央児童相談所 中央児童相談所城崎分室 中津児童相談所
	育児、しつけ、発達の遅れなど、子育てに関する様々な悩み	いつでも子育てほっとライン
	子どもの非行問題に悩みを持つ保護者や、少年自身、犯罪被害に遭った少年少女の悩み	大分っ子フレンドリー本部サポートセンター(大分県警察本部) 大分っ子フレンドリー県北サポートセンター 大分っ子フレンドリー県西サポートセンター
	いじめ・不登校に関する相談	教育相談部 24時間子供SOSダイヤル
	子どもの人権	子どもの人権110番(大分地方法務局)
	子ども(未成年者)の様々な悩み、心配事 (親や学校の先生等、困り事のある子どもの周りの大人も相談可能)	子どもの権利110番 (大分県弁護士会子どもの権利委員会) 子どもの権利LINE相談 (大分県弁護士会子どもの権利委員会)
	ヤングケアラーが抱える生活や家族、自身の悩み	ヤングケアラー相談窓口
	子ども・若者の不登校・ニートなどの諸問題(～39歳)	おおいた子ども・若者総合相談センター (おおいた青少年総合相談所)
ニ ー ト ・ ひ き こ も り	15歳～49歳の無業者の就職に向けた訓練等の支援、就職後の職場定着等の支援	おおいた地域若者サポートステーション おおいた地域若者サポートステーション 県南常設サテライト
	ひきこもりに関する相談(年齢制限なし)	おおいたひきこもり地域支援センター (おおいた青少年総合相談所)

分野別	相談内容	相談窓口
性暴力	性暴力被害に関する相談	おおいた性暴力救援センターすみれ
	性犯罪被害相談	大分県警察本部
高齢者	高齢者の生活全般に関する相談の受付、相談先のご案内	大分県高齢者総合相談センター
	認知症に関すること	認知症の人と家族の会 大分県支部 大分県認知症疾患医療センター(河野脳神経外科病院) 大分県認知症疾患医療センター(緑ヶ丘保養園) 大分県認知症疾患医療センター(加藤病院) 大分県認知症疾患医療センター(千嶋病院) 大分県認知症疾患医療センター(向井病院) 大分県認知症疾患医療センター(長門記念病院) 大分県認知症疾患医療センター(白川病院) 大分県認知症疾患医療センター(上野公園病院)
	認知症に関する専門医療相談	
	若年性認知症に関すること	若年性認知症支援コーディネーター (認知症の人と家族の会 大分県支部)
障がい者	障がいを理由とする差別や日常生活における悩み等	大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター
難病	難病に関する相談、小児慢性特定疾病に関する相談	大分県難病相談・支援センター
	難病に関する相談	NPO法人 大分県難病・疾病団体協議会
てんかん	てんかんに関する様々な相談	大分県てんかん支援拠点病院(大分大学医学部附属病院)
女性	DV、セクハラ、ストーカー等女性の人権	女性の人権ホットライン(大分地方法務局)
	配偶者からの暴力(DV)等	配偶者暴力相談支援センター (大分県こども・女性相談支援センター)
	配偶者からの暴力(DV)、女性が抱える様々な悩み	配偶者暴力相談支援センター女性総合相談(アイネス)
	予期せぬ妊娠の悩みや、妊娠、出産、育児などに関する心配	おおいた妊娠ヘルプセンター
	不妊や不育などの相談	おおいた不妊・不育相談センターhopeful
男性	男性が抱える様々な悩み	男性総合相談(アイネス)
ひとり親	ひとり親家庭や寡婦からの生活や就業、養育費等に関する相談	ひとり親家庭の方向けの電話相談 (大分県母子・父子福祉センター) ひとり親家庭の方向けのチャット相談 (大分県母子・父子福祉センター)
	ひとり親家庭の就業・自立支援	母子家庭等就業・自立支援センター
消費生活	消費生活に関する様々な相談	大分県消費生活センター(アイネス)
生活	生活上の様々な問題とこころの相談	よりそいホットライン
	様々な悩み事	県民相談(アイネス)
犯罪被害者	犯罪被害者等への各種支援	公益社団法人大分被害者支援センター
	犯罪被害者への各種支援	法テラス(犯罪被害者支援ダイヤル)
	犯罪被害者に対する法律相談	大分県弁護士会犯罪被害者支援センター
生活安全	警察安全相談 DV、ストーカー、ヤミ金、悪質商法などの相談	総合相談(大分県警察本部)
精神保健	こころとからだの健康	各保健所
	心の健康づくり相談	こころの電話 (大分県こころとからだの相談支援センター)
	精神保健福祉に関する相談(うつ、依存症等)	大分県こころとからだの相談支援センター 予約・相談電話
	精神科の救急医療に関する相談	大分県精神科救急情報センター

(8) 自殺未遂者等への支援

- 救急医療機関で身体的処置を受けた自殺未遂者が適切な相談機関や医療機関へつながるよう、連携体制を構築します。
【障害福祉課】
- 自殺未遂者が精神疾患を有すると思われる場合や、再度の自殺企図の可能性が高い場合、各関係機関が連携し、精神科医療機関へ適切につながるよう支援します。
【障害福祉課】
- 警察が対応した自殺企図者について、本人又は家族による同意のもと、保健所による本人又は家族に対する早期の相談、自殺企図要因に応じた相談先の紹介等の対応を行うことで、再度の自殺企図を防止します。
【障害福祉課、警察本部 人身安全・少年課】

(9) 遺された人への支援

- 自死遺族の心理的及び社会的な回復を促すため、自死遺族の個別相談に応じます。
【こころとからだの相談支援センター】
- 自死遺族等向けに、各種相談窓口や支援制度に関するパンフレット等を作成し、遺族と接する機会の多い関係機関等に配布します。
【こころとからだの相談支援センター】
- こころとからだの相談支援センターにおいて、遺族が安心して語り、共に過ごすことができる「分かち合いの場」を提供します。
【こころとからだの相談支援センター】
- 職場、学校で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう、自殺後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及に努めます。
【障害福祉課、こころとからだの相談支援センター、教育庁 学校安全・安心支援課】
- 学校内外で生命に関わる重大な事件・事故が発生した場合、発生当日から「大分県こころの緊急支援活動チーム (Crisis Response Team)」を学校等に派遣し、こころの応急処置と二次被害の拡大防止を図ります。
【障害福祉課、こころとからだの相談支援センター】

(10) インターネット上の自殺情報への対策等

- インターネット上の自殺関連情報について、サイト管理者等への削除依頼を行います。
【警察本部 サイバー犯罪対策課】
- インターネット上の自殺予告事案に対して、関係機関と連携して該当者を把握し、安否確認を行うなど、未然防止に努めます。
【警察本部 人身安全・少年課】

2 こども・若者の自殺対策の推進

(1) こどもへの支援

ア いじめを苦にした子どもの自殺の予防

- 学校において、いじめや不登校など児童生徒の抱える悩みの解消を図るとともに、児童生徒が命の大切さを実感できる教育を推進します。

【教育庁 学校安全・安心支援課】

- 学校におけるいじめ・不登校等の生徒指導上の諸問題に対して、専門的な知識を持った「生徒指導支援チーム」が児童生徒・保護者へのカウンセリングや教職員等への指導・助言を行います。 【教育庁 学校安全・安心支援課】

- こどもがいつでも悩みを打ち明けられるよう、「24時間子供SOSダイヤル」や「いじめ相談メール」、「いじめ通報サイト（スクールサイン）」等により、いじめなどの問題に関する24時間相談を実施します。

【教育庁 学校安全・安心支援課】

- 「24時間子供SOSダイヤル」や「いじめ相談メール」の周知のため、相談窓口案内カードを配布します。 【教育庁 学校安全・安心支援課】

イ 悩みを抱える児童生徒等への支援の充実

- 18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、休業前から休業期間中、休業明けの時期にかけて、小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校における早期発見・見守り等の取組を推進します。

【学事・私学振興課、教育庁 学校安全・安心支援課】

- 小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校のスクールカウンセラーを活用し、児童生徒や保護者のカウンセリング、教職員への助言や研修等を行うことで、各学校における教育相談の充実を図ります。

【教育庁 学校安全・安心支援課】

- 養護教諭に対する健康相談に関する研修会の実施により、健康相談体制の充実を図ります。 【教育庁 体育保健課】

- 福祉の専門性を活かしたスクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけることで、一人ひとりのQOL（生活の質）の向上を図ります。 【教育庁 学校安全・安心支援課】

- 児童生徒に対して、看護師等が看護エピソードを通じて生命の大切さや看護のこころの普及を図ります。 【医療政策課】

ウ 経済的困難を抱えるこども等への支援の充実

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯のこどもを対象に、居場所づくりを含む学習支援の実施を支援します。

【福祉保健企画課、こども・家庭支援課】

- 自殺により親を失ったこどもの育成を支援するため、自死遺児救済援護事業として、入学・卒業祝金の給付、修学旅行費の助成等を実施します。

【生活環境企画課】

エ SOSの出し方等に関する教育の実施

- 児童生徒からのSOSの出し方について、学級担任、養護教諭等の教職員による教育の推進に努めます。

【障害福祉課、学事・私学振興課、教育庁 学校安全・安心支援課】

- SOSの出し方の教育に加え、こどもが出したSOSについて、教職員を含めた周囲の大人が気づく感度をいかに高め、どのように受け止めるかについてを普及啓発します。

【障害福祉課、学事・私学振興課、教育庁 学校安全・安心支援課、体育保健課】

- 体育・保健体育科等の授業において、児童生徒に対しては、発達段階に応じたこころの健康についての教育に取り組みます。 【教育庁 体育保健課】

オ 自殺の実態等に関する調査

- 学校における児童生徒の自殺を予防するための取組及び自殺予防教育の実施状況の調査を実施し、今後の児童生徒の自殺予防に係る取組の検討に活用します。

【教育庁 学校安全・安心支援課】

- 学校で自殺事案が発生した場合、その背景や経緯を調査・分析することで、自殺に追い込まれる心理を解明するとともに、適切な再発防止策を講じます。

【教育庁 学校安全・安心支援課】

カ 児童虐待の被害者への支援

- 県及び市町村において、「要保護児童対策地域協議会」を設置・運営し、福祉及び教育、医療機関等の関係機関と情報共有を図りながら、要保護児童対策を行います。 【こども・家庭支援課】

- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けたこどもの適切な保護・支援を図るため、市町村や児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図ります。 【こども・家庭支援課】

(2) 若者への支援

ア 職業的自立へ向けた若者への支援

- 様々な理由で仕事ができずに悩んでいる若者の自立を支援するため、「おおいた地域若者サポートステーション」において、個別相談やカウンセリングをはじめ、一人ひとりの状況に応じて、就学や就職に向けた支援を行います。

【産業人材政策課】

- 高校生・大学生向け企業説明会を開催するなど企業と直接対話する機会を設けることにより、職場の雰囲気や働き方のイメージを掴むことができ、企業と学生のミスマッチを防止します。

【産業人材政策課】

- 地域の実情にあった若者の能力向上と就職促進を図るため、「ジョブカフェおおいた」において、若者を対象とした総合的な就職支援を行います。

【産業人材政策課】

イ 困難な問題を抱える若者への支援

- 配偶者暴力相談支援センターにおいて、電話や来所、出張による相談に対応するほか、DV法律相談会、公認心理師等によるカウンセリングなど、DV被害者に対する支援体制の充実と相談窓口の周知を図ります。

【県民生活・男女共同参画課】

- 県営住宅の優先入居制度及び目的外使用制度を活用し、DV被害者が速やかに県営住宅に入居・一時的避難できる居住支援を行います。 【公営住宅室】

※ 優先入居制度

抽選時に倍率を優遇すること

※ 目的外使用制度

一時的な入居先として抽選を行わずに入居できること

(3) インターネットの適正利用の推進

- こどもや若者がSNS等の利用を通じて、犯罪等に巻き込まれる最近の情勢を踏まえ、国の普及啓発リーフレット等を活用し、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に対する啓発活動を実施します。

【生活環境企画課、教育庁 学校安全・安心支援課】

(4) ひきこもり等支援

- 子ども・若者総合相談センター／ひきこもり地域支援センターにおいて、不登校・ひきこもり等の社会的自立に困難を抱える人やその家族の相談に応じるとともに、関係機関とネットワークを構築し、支援を行います。 【生活環境企画課】

- こころとからだの相談支援センターにおいて、ひきこもりの状態にある本人やその家族を対象として、臨床心理士・精神保健福祉士等による「ひきこもり専門相談」を実施します。 【こころとからだの相談支援センター】

(5) 性犯罪・性暴力の被害者への支援

- 性犯罪・性暴力被害者を支援するため、被害直後から中長期的な支援を総合的に行う「おおいた性暴力救援センター・すみれ」の運営を行うとともに、医療費やカウンセリング、弁護士相談費用等を助成することで、被害者の負担軽減を図ります。

【県民生活・男女共同参画課】

3 労働者・経営者の自殺対策の推進

(1) 働きやすい職場づくりの推進

- 労使の代表や経営者等で構成する「大分県働き方改革推進会議」が行った共同宣言に基づき、長時間労働のは正や、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の導入など、「働き方改革」に関する意識啓発や働きかけを推進します。 【雇用労働室】
- 長時間労働のは正や多様な働き方の実践などの「働き方改革」により、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、優れた成果が認められる企業を「おおいた働き方改革推進優良企業」として表彰することで、働きやすい職場環境の整備を促進します。 【雇用労働室】
- 社員の出産や子育てをサポートする企業を、おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」に認証し、社会全体で子育て家庭を応援する取組を推進します。 【雇用労働室】
- 企業における長時間労働のは正や仕事と子育て・介護などを両立できる職場環境の整備等の「働き方改革」を推進するため、専門家の派遣を行います。 【雇用労働室】
- 大分県労政・相談情報センターにおいて、職場における長時間労働やハラスメント、非正規雇用労働者の待遇に関することなど、職場のトラブルに関する労働相談を実施します。 【雇用労働室】

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- 労働講座や出前講座等を通じて、職場におけるメンタルヘルス対策に係る労働安全衛生関連法令等の普及・啓発に努めます。 【雇用労働室】
- 企業や地域団体におけるメンタルヘルス対策を推進するため、企業等が主催する研修に講師を派遣し、メンタルヘルスについての正しい知識を普及します。(再掲) 【障害福祉課】
- 健康経営事業所の健康管理担当者やケアマネジャー向けに研修を行い、働き盛り世代と高齢者の異変を察知できる身近な支援者の役割を担う「豊の国こころの“ホッ”とサポーター」を養成します。(再掲) 【障害福祉課】

- 従業員の健康づくりを積極的に実践する健康経営事業所の拡大を図ります。
【健康政策・感染症対策課】

(3) ハラスメント防止対策

- 企業等が実施する人権研修等に、大分県人権教育・啓発推進協議会等から講師を派遣し、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等をテーマとした講義を行うことで、正しい知識の普及や理解の促進を図ります。

【人権尊重・部落差別解消推進課】

- 事業主や労働者を対象にした「ハラスメント対策セミナー」開催のほか、パンフレットの作成、出前講座の実施等に取り組みます。
【雇用労働室】

(4) 経営者に対する相談事業の実施等

- 商工団体等と連携して、経営の危機に直面している中小企業・小規模事業者の相談対応を行います。
【経営創造・金融課】

- 県制度資金により中小企業・小規模事業者に対し資金の円滑化を図ります。
【経営創造・金融課】

- 倒産の恐れや、資金繰りの目途が立たない等の理由により経営難に直面している中小企業・小規模事業者の経営の立て直しに向け、商工団体の行う専門家派遣や相談事業を支援します。
【商工観光労働企画課】

- 農林水産業制度資金により、経営改善や経営再建など、各種資金ニーズへの迅速な対応に取り組みます。
【団体指導・金融課】

4 失業者等の自殺対策の推進

(1) 失業者等に対する相談窓口等の充実

- 女性の就職促進に向けて、キャリアコンサルタントによる支援を行い、働きたい女性と求人のミスマッチの解消や就職のためのスキルアップの提案など丁寧な就職支援を実施します。
【雇用労働室】

- 求職者の就業に対する適正や能力は様々であり、それぞれの求職者が再就職を実現していくために、県立職業能力開発校や民間教育訓練機関を活用した、多様な職業訓練の受講機会を提供し、職業能力の開発を通じた再就職支援を実施します。
【産業人材政策課】

- 県と大分労働局が一体的に運営する「大分県中高年齢者就業支援センター」において、おおむね40歳以上の中高年齢者に対して、キャリアコンサルティングと職業相談・職業紹介をワンストップで提供します。
【雇用労働室】

- 「シニア雇用推進オフィス」を設置し、労働力確保の一方策としての高齢者雇用の必要性について、直接、企業に働きかけます。
【雇用労働室】

(2) 障がいのある方の「働きたい」を支援

- 令和6年4月からの法定雇用率の引き上げ等により、障がい者雇用が義務づけられる事業主の範囲拡大を見据え、障がいの特性に応じた仕事の切り出しやマッチング支援などの取組を強化するとともに、障がい者の生活支援、定着支援などを含めたきめ細かい支援を行い、障がい者雇用を促進します。

【障害者社会参加推進室、雇用労働室】

- 特別支援学校、職業能力開発校などによる職業訓練、能力開発を進めるとともに、障がい者の雇入れ体験を積極的に活用するなど、企業等の障がい者雇用に対する理解を深め、障がい者の就労の円滑化を図ります。

【障害者社会参加推進室、雇用労働室】

- 障がい者の一般就労に向けて、6障がい福祉圏域に設置された「障害者就業・生活支援センター」を拠点として、障がい者及び企業に対する地域の実情に応じたきめ細かい支援を行います。

【障害者社会参加推進室、雇用労働室】

5 生活困窮者の自殺対策の推進

(1) 多分野多機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援

- 「生活困窮者自立支援法」に基づき、市町村、保健所、社会福祉協議会、地域包括支援センター等様々な関係機関・団体との支援体制を構築します。

【福祉保健企画課】

(2) 生活困窮者と自殺対策の連動を図るための研修の開催

- 自殺の背景にある社会的要因の相談に従事する生活困窮者自立相談支援機関の支援員、市町村の多重債務相談窓口の相談員等に対し、自殺対策やメンタルヘルスについての正しい知識の普及を図ります。(再掲)

【福祉保健企画課、県民生活・男女共同参画課】

(3) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

- 生活困窮者自立支援法に基づき、各市町村に生活と就労に関する支援員を配置し、生活困窮者に対し包括的な相談支援を実施します。

【福祉保健企画課】

- 生活困窮者の自立促進に向け、就労準備支援事業や中間的就労の場の拡大を図り、対象者に応じた段階的な就労訓練の環境整備に努めます。

【福祉保健企画課】

- 社会福祉法人等が実施する、生計困難者のために無料または低額な料金で簡易住宅の貸し付け等を行う「無料低額宿泊所」の取組を推進します。 【福祉保健企画課】
- 経済的理由により適切な医療を受けることが困難な人に対して、無料又は低額な料金で診療を行う「無料低額診療事業」について周知を図り、その取組を推進します。 【福祉保健企画課】
- ひとり親家庭に対し、相談体制と情報提供の充実や、子育てや生活支援策、就業支援、養育費確保対策、経済的支援といった取組の充実を図ります。 【福祉保健企画課、こども・家庭支援課】

6 子育て世代の自殺対策の推進

(1) 妊産婦への支援の充実

- 「ペリネイタル・ビジット事業」及び周産期メンタルヘルスケア体制の整備事業「大分トライアル」の取組の中で、産科・小児科・精神科と保健福祉関係機関等との連携強化を図ります。 【こども未来課】
- ※ ペリネイタル・ビジット事業
妊娠婦の育児不安の軽減を図るため、産婦人科医と小児科医の連携のもと、小児科医から育児に関する保健指導を受ける機会を提供するもの
- 質問票を用いた産後うつのスクリーニングを推進します。(再掲)
【こども未来課】
- 妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等のライフステージ毎に、母子が受けられる医療や保健福祉サービスを体系的に整理し、医療・保健・福祉等の連携により支援する地域母子保健・育児システムである「ヘルシースタートおおいた」や伴走型相談支援の取組を推進し、産後の精神的負担の軽減を図ります。 【こども未来課】

(2) 子育ての悩みに対する支援

- 子育てに悩む家庭に寄り添い、地域とつながりをつくる家庭訪問型子育て支援事業「ホームスタート」の取組を推進します。 【こども未来課】
- 「いつでも子育てほっとライン」により、子育ての不安や悩みに対する早期解消、虐待リスクの早期発見及び児童虐待の未然防止を図ります。 【こども・家庭支援課】
- 大分県母子・父子福祉センターに、ひとり親家庭の総合的な相談窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、関係機関との連携のもと、助言や情報提供を行います。 【こども・家庭支援課】

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」により、母親等から様々な不安や悩みを聴き、子育てに関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握と助言を行います。 【こども未来課】

7 高齢者の自殺対策の推進

(1) 包括的な支援のための連携の推進

- 高齢者的心身の健康保持に必要な援助や相談技術を向上させるため、地域包括支援センターの職員等に対して、研修を実施します。(再掲) 【高齢者福祉課】
- 医療と介護の連携に係る幅広い人材の確保・育成を図るため、医師、歯科医師、訪問看護師、薬剤師、リハビリテーション関係職種や医療ソーシャルワーカー、栄養士等による多職種研修等を実施します。 【高齢者福祉課】
- 地域の医師会等との連携により、かかりつけ医が助言等を行う地域ケア会議を開催するなど、在宅医療・介護サービスの一体的な提供体制の構築を推進します。 【高齢者福祉課】

(2) 地域における要介護者に対する支援

- 健康経営事業所の健康管理担当者やケアマネジャー向けに研修を行い、働き盛り世代と高齢者の異変を察知できる身近な支援者の役割を担う「豊の国こころの“ホッ”とサポートー」を養成します。(再掲) 【障害福祉課】
- 認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポートー」について、市町村等と連携しながら、更なる養成を県内各地で積極的に推進します。 【高齢者福祉課】
- オレンジカフェ（認知症カフェ）について、市町村等と連携しカフェ同士の交流を支援する等、更なる充実に向けて取り組みます。 【高齢者福祉課】
- 郡市医師会等と連携し、在宅療養支援診療所（病院）や訪問看護ステーション等の在宅医療に必要な医療資源を確保するとともに、医療と介護の提供体制の整備に向けた取組を行います。 【医療政策課、高齢者福祉課】

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

- 生活習慣病の早期発見・早期治療に向けて、特定健康診査等の実施率が向上するよう、保険者や医療機関、市町村、愛育班や健康づくり推進員等の関係機関と連携・協力し、住民に対する啓発に努めます。 【健康政策・感染症対策課、国保医療課、高齢者福祉課】

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

- 高齢者の孤立防止、認知症高齢者や子どもの見守り等の「友愛活動」、生活支援サービスなど、地域社会を支える老人クラブ活動を促進します。 【高齢者福祉課】
- 高齢者を中心とした健康と福祉の祭典である「豊の国ねんりんピック」等の各種スポーツイベントへの積極的な参加の促進など、日頃のスポーツ活動の成果を発表する機会を確保するとともに、世代を超えた交流を図ります。 【高齢者福祉課】
- 高齢者の知識・経験・技能を活かし、地域社会の活性化に貢献できるよう、シルバー人材センターの会員の拡大や仕事の確保に向けた広報・啓発活動を推進します。 【雇用労働室】

(5) 高齢者の生活不安に対する支援

- 生活支援サービス・介護予防の取組が充実するよう、ワーキンググループや研修の開催を通じて、地域の課題や資源等の情報を共有し、関係者間の連携・協働を推進します。 【高齢者福祉課】
- 生活支援サービスの担い手の確保・養成や地域ニーズとのマッチングなどを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の活動を市町村等とともに支援します。 【高齢者福祉課】

(6) 介護者への支援

- 認知症の人の家族に対する相談窓口である、公益社団法人認知症の人と家族の会 大分県支部が行う電話相談や交流会の開催などを支援します。 【高齢者福祉課】

8 女性の自殺対策の推進

(1) ハラスメント防止対策

- 企業等が実施する人権研修等に、大分県人権教育・啓発推進協議会等から講師を派遣し、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等をテーマとした講義を行うことで、正しい知識の普及や理解の促進を図ります。（再掲） 【人権尊重・部落差別解消推進課】
- 事業主や労働者を対象にした「ハラスメント対策セミナー」開催のほか、パンフレットの作成、出前講座の実施等に取り組みます。（再掲） 【雇用労働室】

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

- 女性の就職促進に向けて、キャリアコンサルタントによる支援を行い、働きたい女性と求人のミスマッチの解消や就職のためのスキルアップの提案など丁寧な就職支援を実施します。（再掲） 【雇用労働室】

- 困難な問題を抱える女性の相談について、弁護士による法律相談等を実施します。
【こども・家庭支援課】
- 「いつでも子育てほっとライン」により、子育ての不安や悩みに対する早期解消、虐待リスクの早期発見及び児童虐待の未然防止を図ります。(再掲)
【こども・家庭支援課】
- 配偶者暴力相談支援センターにおいて、電話や来所、出張による相談に対応するほか、DV法律相談会、公認心理師等によるカウンセリングなど、DV被害者に対する支援体制の充実と相談窓口の周知を図ります。(再掲) 【県民生活・男女共同参画課】
- 県営住宅の優先入居制度及び目的外使用制度を活用し、DV被害者が速やかに県営住宅に入居・一時的避難できる居住支援を行います。(再掲) 【公営住宅室】

(3) 性犯罪・性暴力の被害者への支援

- 性犯罪・性暴力被害者を支援するため、被害直後から中長期的な支援を総合的に行う「おおいた性暴力救援センター・すみれ」の運営を行うとともに、医療費やカウンセリング、弁護士相談費用等を助成することで、被害者の負担軽減を図ります。(再掲)
【県民生活・男女共同参画課】

9 性的少数者の自殺対策の推進

(1) 相談体制の整備

- 相談体制充実のため、性自認や性的指向などの悩みを相談できるLGBT等相談窓口を設置するとともに、支援団体の活動支援も行います。
【人権尊重・部落差別解消推進課】

(2) 性的少数者に対する理解促進

- 性的少数者へのさらなる理解促進のため、研修会など様々な啓発活動を行います。
【人権尊重・部落差別解消推進課】
- 性自認や性的指向について、本人の承諾なく周囲に暴露・バラされる「アウティング」が発生することがないよう理解を深めます。 【人権尊重・部落差別解消推進課】

10 外国人の自殺対策の推進

(1) 外国人材受入れの環境整備

- 外国人材の受入れ・共生に向けた取組を県と市町村が連携して推進することを目的に設置している「大分県外国人材受入れ・共生のための対応策協議会」において、県及び市町村の今後の取組方針をまとめた「大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策」を策定し、県と市町村が足並みを揃え、外国人材の受入れと共生に向けた環境整備を促進します。
【雇用労働室】

(2) 外国人への支援体制

- 大分県外国人総合相談センターを設置し、外国人の生活や仕事をする上での様々な疑問や不安解消のため、多言語での相談対応を行います。
【国際政策課】
- 国際交流団体等と連携し、在住外国人支援のネットワーク構築を推進します。
【国際政策課】
- 地域でのコミュニケーションに必須な日本語学習の場としてだけではなく、職場や自宅以外の第3の居場所としても重要な地域日本語教室の拡充を図り、在住外国人の地域での孤立防止を図ります。
【国際政策課】

11 評価指標一覧

取組施策	No.	評価指標	現況値 R4(2022)年度	目標値 R11(2029)年度	担当課
1 総合的な自殺対策の推進	1	豊の国こころの”ホッ”とサポートー養成人数(健康経営事業所)	16人/年	20人/年	障害福祉課
	2	豊の国こころの”ホッ”とサポートー養成人数(介護支援事業所)	16人/年	20人/年	障害福祉課
	3	養護教諭を対象とした健康相談に関する研修会の開催回数	4回	3回	体育保健課
	4	大学・専修学校の教職員等に対する若年層のこころの問題に適切に対応するための研修の理解度	98.0%	70.0%以上	障害福祉課 こころとからだの相談支援センター
	5	企業等へのメンタルヘルス対策研修の実施回数	19回/年	20回/年	障害福祉課
	6	県民向け自殺対策等講演会の参加者数(2回／年)	308人	400人	障害福祉課
	7	依存症に関する研修等の開催回数	3回	3回以上	障害福祉課
	8	保健所における精神科医師による相談回数	30回	30回	障害福祉課
	9	保健所における自殺企図通報への対応率	99.5%	100.0%	障害福祉課
2 こども・若者の自殺対策の推進	10	いじめの解消率の全国比	小学校101.4% 中学校93.3% 高校 100.8%	小学校100.0% 中学校100.0% 高 校100.0%	学校安全・安心支援課
	11	不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた児童生徒の割合(小・中)	小学校 81.9% 中学校 67.2%	小学校 86.0% 中学校 72.0%	学校安全・安心支援課
	12	看護師等による児童生徒への「生命と看護の授業」実施回数	15回	25回	医療政策課
	13	「ジョブカフェおおいた」における新規求職者就職率	61.5%	65.0%	雇用労働政策課
	14	DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合	29.0%	70.0% (R7年度)	県民生活・男女共同参画課
	15	フィルタリングサービスその他の方法により、携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小学校・中学校・高校)	96.7%	100.0%	私学振興・青少年課 学校安全・安心支援課
	16	性犯罪・性暴力被害者のための総合相談窓口の周知度	17.7%	70.0% (R7年度)	県民生活・男女共同参画課

取組施策	No.	評価指標	現況値 R4(2022)年度	目標値 R11(2029)年度	担当課
3 自殺対策者・経営者の推進の ための取組	17	「おおいた働き方改革推進優良企業」数	24社	30社	雇用労働政策課
	-	企業等へのメンタルヘルス対策研修の実施回数(再掲)	19回/年	20回/年	障害福祉課
	-	豊の国こころの”ホッ”とサポーター養成人数(健康経営事業所)(再掲)	16人/年	20人/年	障害福祉課
4 自殺対策失業者の推進等の ための取組	18	県立職業能力開発施設及び委託訓練の就職率	91.8%	85.5%	雇用労働政策課
	19	障がい者雇用率の全国順位	7位 (R4年度)	1位	障害者社会参加推進室 雇用労働政策課
5 自殺対策の子育て世代の ための取組	20	妊娠・出産について満足している者の割合	89.0% (全国14位) (R3年度)	91.1% (全国5位)	こども未来課
6 自殺対策高齢者の推進の ための取組	-	豊の国こころの”ホッ”とサポーター養成人数(介護支援事業所)(再掲)	16人/年	20人/年	障害福祉課
	21	豊の国ねんりんピック(スポーツ・文化)参加者数	4,412人	5,624人	高齢者福祉課
	22	専従で配置されている「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」(第2層)の割合	35% (R5年度)	50.0%	高齢者福祉課
7 自殺対策女性の性の推進の ための取組	-	DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合(再掲)	29.0%	70.0% (R7(2025)年度)	県民生活・男女共同参画課
	-	性犯罪・性暴力被害者のための総合相談窓口の周知度(再掲)	17.7%	70.0% (R7年度)	県民生活・男女共同参画課
8 自殺対策性的少數者の ための取組	23	LGBT等に関する相談件数	27件/年	24件/年	人権尊重・部落差別解消推進課

第5章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制及び進行管理

(1) 大分県自殺対策連絡協議会

学識経験者や、保健、医療、福祉、教育、経済・労働等の幅広い分野における関係機関・団体の参画の下に、総合的な自殺対策の推進等を目的として設置した「大分県自殺対策連絡協議会」において、本計画の進捗状況や効果を検証し、自殺対策を推進します。

(2) 庁内自殺対策推進会議

自殺対策に関連する庁内各部局からなる「庁内自殺対策推進会議」において、自殺の現状や各施策の実施状況、課題等について情報共有し、相互に連携して、全局的に自殺対策を推進します。

2 計画の見直し

本計画は、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる状況の変化、各施策の実施状況や目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

資 料 編

1 自殺対策関係機関の取組

大分大学医学部

- 1 高度救命救急センターにおいて自殺・自傷ケースへ対応しています。
- 2 医学生や看護学生への自殺対策に関する教育に取り組んでいます。

大分県立看護科学大学

- 1 県や県内の市町村に対する自殺対策支援を行います。
- 2 心理学等の基礎科目や、精神看護学等の専門科目を通して、看護学生に傾聴や自殺対策に関する教育を行います。
- 3 必要な学生に保健室相談やカウンセリングを提供するとともに、外部の精神科医療機関を紹介できる仕組みづくりを構築します。
- 4 大学祭等のイベントで自殺対策関連のプログラムの企画や、自治体が実施する自殺対策関連の啓発・広報活動等にボランティアで参加しています。

大分県精神科病院協会

- 1 大分県精神科救急医療システム事業への協力
協会所属の指定病院において、夜間・休日の緊急の診察・入院に対応する輪番制での協力体制を継続します。
- 2 行政からの依頼による関係各委員会への委員推薦の実施
 - (1) 大分県自殺対策連絡協議会
 - (2) 大分県立学校いじめ対策委員会
 - (3) 大分県いじめ問題調査委員会
 - (4) 大分県こころの緊急支援活動 (CRT) 運営委員会
 - (5) 大分県災害派遣精神医療チーム (DPAT) 運営委員会
 - (6) ヘルシースタートおおいた推進委員会
- 3 周産期メンタルヘルスケア体制の整備事業「大分トライアル」への協力
精神疾患を持つあるいは、精神的リスクを持つ妊婦を早期に発見し、産科医療機関と行政・精神科との連携で、より安定した状態に保つ地域としてのシステム構築を行います。
- 4 大分県要保護児童対策地域協議会への協力
複雑化する児童虐待問題について、関係機関等の情報共有・連携を強化し、要保護児童等への支援の充実を図るため、協会会員病院の登録を行います。

大分県医師会

1 産業医研修会の開催

大分県医師会、大分産業保健総合支援センター共催で「メンタルヘルス（職場復帰への支援対策）」の研修を産業医向けに実施し、産業医の資質向上に対応しています。

2 各種協議会等への参加

大分県地域保健協議会精神保健福祉対策小委員において、重点項目に自殺対策を掲げ検討しています。また、大分県自殺対策連絡協議会に委員として参加し、専門医の立場から意見具申を行っています。

3 大分いのちの電話への支援・協力

大分県医師会から毎年、賛助会費を支出し支援・協力をしています。

労働者健康安全機構 大分産業保健総合支援センター

当センター事業の主な内容は次のとおりです。なお、本事業で実施されるサービスの利用料は無料です。

1 産業保健関係者に対する専門的研修及び事業者等に対する普及・啓発

(1) 産業保健関係者への専門的研修の実施

(2) 事業場の管理監督者等に対するメンタルヘルス教育の実施

(3) 治療と仕事の両立支援に取り組む事業場の管理監督者や労働者等に対する教育の実施 など

2 産業保健関係者に対する相談及び小規模事業場等に対する訪問支援

(1) 産業保健関係者等からの相談対応

(2) 事業場への個別訪問支援、実地相談等

3 産業保健に関する情報提供

大分労働局

大分労働局及び県下各労働基準監督署では、事業場を対象とした研修会等にて啓発指導を行うことにより、メンタルヘルス不調の未然防止を目的としたストレスチェックの実施や、事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任などの、メンタルヘルス対策の普及促進に取り組みます。

日本労働組合総連合会大分県連合会

連合大分の活動方針に以下の項目を盛り込み、連合大分の各構成組織・地域組織の代表者により内容を確認しました。各構成組織・地域組織は、方針に基づき積極的に以下の活動を展開します。

(1) 労働安全衛生対策の取り組み

- ①政策・制度実現に向けた取り組みである「春季生活闘争に関する政策・制度要請」等を通じて、経済4団体や行政に対して、労働時間管理の新ガイドライン等を踏まえた労働時間管理・適正把握の徹底などについて要請するとともに、行政機関が開催する各種会議等について、現場を熟知している労働者の立場から意見反映を行います。
- ②11月の「過労死等防止啓発月間」における行政と連携した取り組みや、大分県労働者安全衛生センターが主催する「メンタルヘルス労働安全学校」に積極的に参加します。

(2) 地域における「なんでも労働相談ダイヤル」基盤強化

- ①非正規労働者の増加に伴い、我慢を強いられ労働条件は低下し、長時間労働や賃金未払の状況も生じています。また、近年はパワハラ・セクハラ等の相談も増加しています。このような問題事象に対して的確に対応し、働く者の拠り所となるよう「労働相談ダイヤル」を展開しています。この「労働相談ダイヤル」は2021年11月より受付体制の集中化を開始し、フリーダイヤルでの労働相談の一次対応は「連合労働相談センター西日本」(連合大阪内)が担っています。
- ②連合本部要請に基づき年間3回実施している「全国一斉集中労働相談ダイヤル」や、各地域協議会では、地域における「身近な労働相談の拠り所」として専従事務局長が主体となって未組織労働者からの労働相談の対応を適宜行っています。

大分県中小企業家同友会

【経営者への取組】

- 1 毎月の例会等の経営体験の交流を通じ、経営者の悩みを聞き、経営課題などを解決します。
- 2 資金計画を含めた経営指針書作成の勉強会などを通して、資金面などの不安を解消します。

【会員企業の社員への取組】

- 1 労働環境の整備、働きやすい職場づくりへの取組を行います。
- 2 社員の自主性が發揮される職場、デイーセント・ワーク実現のために労働関係諸法令を遵守するよう就業規則の整備、見直しを進めるように啓発します。
- 3 社員の要望や悩みをいち早く察知するため、社員と社長の個別面談を推奨します。

大分県介護支援専門員協会

- 1 日本介護支援専門員協会（ホームページ） 3月
自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に掲げる「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、国、地方公共団体、関係団体、民間団体が連携して啓発活動を推進し、あわせて啓発事業によって援助を求める方への支援を実施しています。当協会は、厚生労働省自殺対策推進室の取り組みに協力しています。
- 2 日本介護支援専門員協会（ホームページ） 9月
自殺対策基本法に定められている自殺予防週間において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して啓発活動を推進しています。啓発活動によって、自殺や精神疾患について正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解の促進を図ることを目的とするものです。当協会は、厚生労働省自殺対策推進室の取組みに、協賛団体として協力しています。
- 3 豊の国こころの“ホッ”とサポーター養成研修
「働き盛り世代」及び「高齢者」の自殺対策を目的とした、不安や悩みを抱える人に気づき、見守りながら、必要に応じて専門職等につなぐことのできる、身近な支援者（介護支援専門員）の養成研修会（大分県主催）に参加しています。また、メンタルヘルスに関する内容は、介護支援専門員関連研修プログラム内（法定研修・地域協会等）で、取り上げ研修しています。

大分県民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な支援を行い社会福祉の増進に努めるという役割を持っています。この民生委員制度は、平成29年に100周年を迎えた歴史ある制度で、この永きにわたる活動は、民生委員・児童委員一人ひとりの奉仕の精神と隣人愛に支えられています。

現在、大分県内には2,993名を定数とする民生委員・児童委員が各地域に配置され、気がかりな方への声かけ、見守り、相談支援活動を積極的に行ってています。

大分県民生委員児童委員協議会では、県内の民生委員児童委員協議会を束ねる組織として、委員それぞれの相談援助技術の向上に向けた各種研修会や事業を実施し、地域住民の心に寄り添った適切な支援が行えるよう取り組んでいます。

その他、地域住民に向けて、民生委員・児童委員活動を正しく理解していただき、地域住民の一番身近な相談相手であることを認識してもらえるよう、継続したPR活動を実施しています。

大分県市町村保健活動研究協議会

- 1 大分県市町村保健活動研究協議会とは、県下市町村保健活動に従事する担当課長と保健師・栄養士で組織する協議会です。
- 2 総会や研修会で会員相互が、専門性を高めあい育ちあう現任教育を充実させるため、知識の習得や技術の向上に向けた取り組みを行います。
- 3 各市町村で行っている自殺予防対策に関する取り組みについて紹介します。
 - (1) 自殺対策に関する様々な関係機関・団体等とネットワークを構築し、連携体制の整備を図ります。
 - (2) 早期発見・早期対応を図るため、自殺対策を支える人材を育成します。
 - (3) 自殺問題やこころの健康について、教育活動や広報活動を通して啓発します。
 - (4) 様々な不安や悩みに対応するため、関係相談窓口の充実や相談先の周知等、相談体制の整備を図ります。

日本司法支援センター大分地方事務所(法テラス)

- 1 多重債務者に対する、資力基準に従った無料法律相談の実施により、経済的・精神的な負担からできるだけ早期に解放すること。
- 2 パワハラ・不当解雇等、労働トラブルに関して、資力基準に従った無料法律相談の実施により、精神的な苦痛から解放すること。
- 3 DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方、またはその疑いのある方へ、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を行うこと。
- 4 犯罪の被害にあられた方やご家族に対し、犯罪被害者支援に関する情報を無料で提供すること。
- 5 高齢・障がい等で認知機能が十分でない方を対象に、資力にかかわらず、福祉機関等の支援者の方からの申込みで、弁護士による出張法律相談を行うこと。
- 6 日本語の読み書きやコミュニケーションが難しい外国籍の方に対し、11言語による法的トラブル解決に向けた情報提供及び資力基準に従った法的支援を行うこと。
- 7 県・市役所関係各課、社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携を深めて弁護士・司法書士と、高齢者・障がい者に無料法律相談の機会を提供すること。
- 8 弁護士会、司法書士会との連携を密にして法的支援の提供への制度整備を行うこと。

大分県専修学校各種学校連合会

毎年11月に開催される教職員を対象とした研修会にて、講師をお呼びして、自殺予防の研修会を行います。

毎年翌1月に開催される設置者・校長、学校幹部教師を対象とした研修会にて、講師をお呼びして、自殺予防の研修会を行います。

大分いのちの電話

- ・「いのちの電話」とは自殺予防、防止を目的とした、電話による相談活動です。
- ・日本いのちの電話連盟のもとに、全国に 50 のセンターがあります。
- ・「大分いのちの電話」は昭和 61 年に開局し、令和 6 年 7 月に 38 周年を迎えます。
- ・様々な不安や悩みを抱え、危機に直面しながら、相談する相手もなく、重く暗い気持ちで生活している人、孤独の中で死ぬしかないと考えている人に、電話を通して寄り添い、生きる力を回復してくれるよう、良き隣人として手を差し伸べるボランティア活動です。
- ・名前を名乗る必要がなく、秘密も厳守されるため、気軽に電話をかけることができます。
- ・電話相談員は所定の養成講座を終了し、資格認定を受けています。

1 電話による相談活動

- (1) 電話番号 097-536-4343
- (2) 365 日、24 時間、年中無休体制で、いつでもどこからでも電話をかけることができます。
- (3) 1 年間に約 9,000 件の相談を受けており、うち約 1 割は、自殺に関する相談です。

2 フリーダイヤル（通話料無料）

- (1) 電話番号 0120-783-556
- (2) 日本いのちの電話連盟では、厚生労働省自殺対策防止事業の補助金を受け、毎日フリーダイヤル相談（16:00～21:00）と毎月 10 日のフリーダイヤル相談（8:00～翌 11 日 8:00）を実施していますが、大分いのちの電話は、毎月 10 日フリーダイヤルに参加しています。

3 自殺対策講演会の開催

- (1) 大分県との共催で年に 2 回、「大分県自殺対策講演会」を開催し、県民の方々に向けて、自殺予防と生きる力への意識啓発に努めています。

4 電話相談員養成講座及びカウンセリング公開講座の開催

- (1) 電話相談員を希望する方や、カウンセリングに関心のある方のために、4 月から 12 月にかけて、「人間関係と精神保健」、「カウンセリングの理論と実際」等、一連の相談員養成のための講座を前期・後期、計 35 回開いています。
- (2) 電話相談員に対して、2 年に 1 度資格更新審査を行い、また通常は班研修や全体研修などの研鑽の機会を設けています。

5 マスコミを通しての広報

- (1) マスコミの取材を通して、いのちの電話の活動を紹介します。

6 関係者による講演

- (1) 自殺予防を目的とした講演や卓話を、諸団体の要請を受けて、法人関係者が行います。

一般社団法人 大分県公認心理師協会

1 「大分いのちの電話」のバックアップ

社会福祉法人「大分いのちの電話」の活動をバックアップし、会員が理事長、理事、評議員、養成講座講師、研修会講師、相談員のスーパーバイザー等を務め、ともに活動していきます。

2 「自死遺族のつどい」への協力

大分県こころとからだの相談支援センター主催の「自死遺族のつどい」の企画や運営にファシリテーターとして協力し、遺族の個別相談にも応じます。

3 災害支援研究会を中心とした活動

大分県臨床心理士会の中に「災害支援研究会」を設置し、定例研究会を開催します。並行して、さまざまな災害や事件・事故等の緊急支援や中長期的支援として、他機関・他団体と協力しながら、自殺予防を含めた被災地域・被災者・被害者支援を行います。

4 大分県 CRT (Crisis Response Team) への協力

大分県 CRT の活動をともに行い、会員に対して、CRT 研修会への参加やメンバー登録を進めます。

5 自殺予防・自殺対策に関する研修会講師派遣

諸団体・機関からの要望に応じて、自殺予防・自殺対策に関する研修会への講師派遣を行います。

6 自殺対策関連委員会への参加

大分県および大分県下の市町村からの要望に応じて、会員の中から委員を選定し、委員会に参加します。

7 「暮らしとこころの相談会」への相談員派遣

毎年3月、9月に行われる日本弁護士会主催「全国一斉暮らしとこころの相談会」に、大分県弁護士会からの依頼に応じて相談員を派遣します。

8 自治体や事業所への相談員派遣

自治体や事業所からの依頼を受けて、職員のメンタルヘルス相談員を派遣し、自殺予防や事後フォローを行います。

9 会員の職場での諸活動

医療・保健、教育、福祉、矯正等の幅広い分野において、会員はそれぞれの職場で、心理臨床活動を行い、その中で自殺予防・メンタルヘルス活動を行います。

2 大分県・地域自殺実態プロファイル【2023】

(出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023 年更新版」)

※いのち支える自殺対策推進センター（通称 JSCP）

「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）」が定める指定調査法人。

（R6. 3 月時点）

※以下、元データについて特に記載のないものは、警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計したもの。

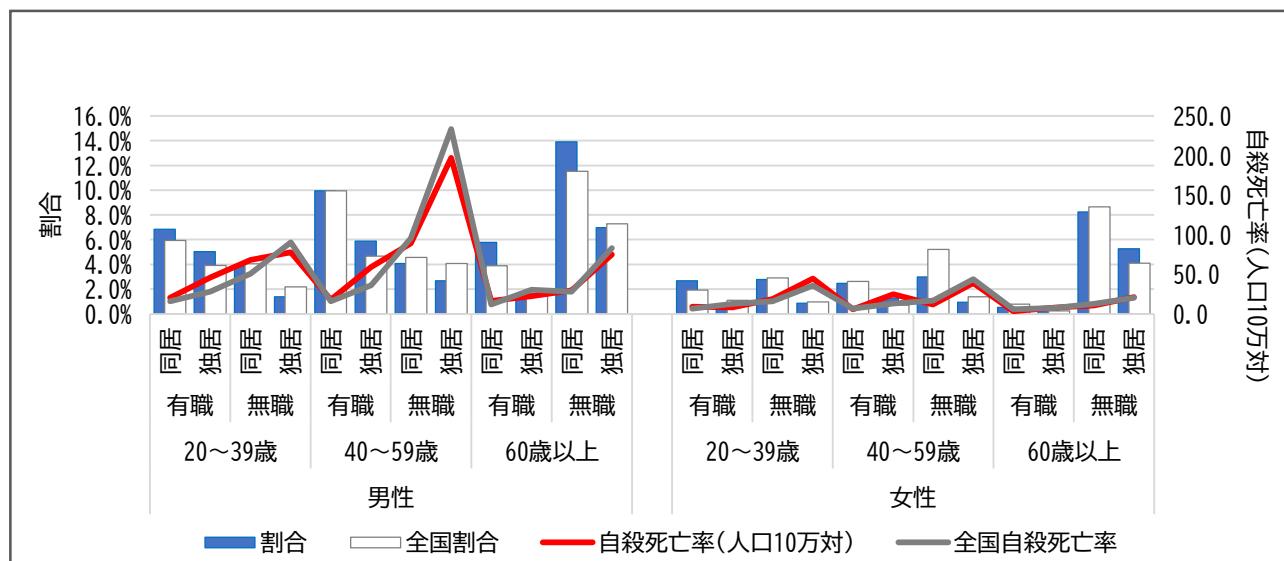
■ 大分県の自殺の特徴

【表1】大分県の主な自殺者の特徴(H30～R4 年合計)＜個別集計(自殺日・住居地)＞

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率 (人口 10 万対)
1 位:男性 60 歳以上無職同居	130	13.9%	29.7
2 位:男性 40～59 歳有職同居	93	9.9%	18.0
3 位:女性 60 歳以上無職同居	77	8.2%	10.8
4 位:男性 60 歳以上無職独居	65	7.0%	74.9
5 位:男性 20～39 歳有職同居	64	6.8%	20.2

※区分の順位は自殺者数の多い順。

※自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したもの。



【図1】大分県の自殺の概要(H30～R4 年合計)＜個別集計(自殺日・住居地)＞

（数表は表 2 を参照）

【表2】自殺者の割合と自殺死亡率 (H30～R4 年合計)

性別	年齢階級	職業	同独居	自殺者数	順位	割合	自殺死亡率 (人口 10 万対)	推定人口	全国割合	全国自殺死亡率
男性	20～39 歳	有職	同居	64	5	6.8%	20.2	63,478.7	5.9%	15.7
			独居	47	9	5.0%	45.7	20,571.6	3.9%	27.9
		無職	同居	36	11	3.9%	68.2	10,557.3	4.0%	50.9
			独居	13	17	1.4%	77.8	3,343.4	2.2%	90.0
	40～59 歳	有職	同居	93	2	9.9%	18.0	103,524.5	10.0%	15.9
			独居	55	6	5.9%	58.9	18,667.5	4.7%	36.1
		無職	同居	38	10	4.1%	88.9	8,553.5	4.6%	95.6
			独居	25	14	2.7%	197.0	2,538.5	4.1%	233.6
	60 歳以上	有職	同居	54	7	5.8%	16.2	66,790.9	3.9%	12.0
			独居	11	19	1.2%	22.6	9,728.7	1.7%	30.3
		無職	同居	130	1	13.9%	29.7	87,656.1	11.5%	28.1
			独居	65	4	7.0%	74.9	17,360.3	7.3%	83.1
女性	20～39 歳	有職	同居	25	15	2.7%	9.3	53,548.1	1.9%	6.3
			独居	5	22	0.5%	8.3	12,003.0	1.1%	12.7
		無職	同居	26	13	2.8%	18.6	28,009.9	2.9%	15.8
			独居	8	21	0.9%	44.3	3,609.0	1.0%	35.9
	40～59 歳	有職	同居	23	16	2.5%	5.8	79,163.2	2.6%	6.3
			独居	12	18	1.3%	24.8	9,677.1	0.7%	13.0
		無職	同居	28	12	3.0%	11.9	46,985.8	5.2%	16.5
			独居	9	20	1.0%	39.1	4,607.9	1.4%	43.6
	60 歳以上	有職	同居	5	23	0.5%	3.1	32,498.1	0.8%	5.5
			独居	3	24	0.3%	8.0	7,526.2	0.3%	7.7
		無職	同居	77	3	8.2%	10.8	142,241.9	8.7%	12.6
			独居	49	8	5.2%	21.4	45,863.8	4.1%	20.2

*各区分の自殺死亡率の算出に用いた推定人口については、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を用い、労働力状態が「不詳」の人口を有職者と無職者（労働力人口のうち「家事のほか仕事」、「学業のかたわら仕事」と失業者および非労働力人口の合計）に按分した。

*本表中には 20 歳未満および年齢、職業、同独居の不詳を含まない。

■ 大分県の自殺の特性の評価

【表3】地域の自殺の特性の評価 (H30～R4 年合計)

	指標値
総数*1)	16.3
男性*1)	24.0
女性*1)	9.2
20 歳未満*1)	2.7
20 歳代*1)	20.4
30 歳代*1)	20.8
40 歳代*1)	19.6
50 歳代*1)	19.9
60 歳代*1)	16.2
70 歳代*1)	17.7
80 歳以上*1)	19.7
若年者(20～39 歳)*1)	20.7
高齢者(70 歳以上)*1)	18.6
勤務・経営*2)	18.0
無職者・失業者*2)	33.8

*1) 地域における自殺の基礎資料に基づく自殺死亡率（人口 10 万対）。

*2) 個別集計に基づく 20～59 歳における自殺死亡率（人口 10 万対）。

■ こども・若者関連事業

【表4】自殺者数の学生・生徒等別の内訳(H30～R4年合計) <個別集計(自殺日・住居地)>

学生・生徒等 (全年齢)	自殺者数	割合	全国割合
高校生以下	13	54.2%	13.1%
大学・専修学校等	11	45.8%	53.4%
合計	24	100%	100%

■ 勤務・経営関連資料

【表5】職業別の自殺の内訳(H30～R4年合計) <個別集計(自殺日・住居地)>

職業	自殺者数	割合	全国割合
有職	406	43.8%	38.7%
無職	521	56.2%	61.3%
合計	927	100%	100%

※性、年齢、同居の有無の不詳を除く。

■ 高齢者関連資料

【表6】60歳以上の自殺者数の内訳(H30～R4合計) <個別集計(自殺日・住居地)>

同居人の有無	自殺者数		割合		全国割合	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	58	36	14.7%	9.1%	13.4% 10.0%
	70歳代	64	23	16.2%	5.8%	14.9% 8.4%
	80歳以上	62	18	15.7%	4.6%	11.9% 5.2%
女性	60歳代	25	14	6.3%	3.5%	8.5% 2.8%
	70歳代	32	18	8.1%	4.6%	9.1% 4.3%
	80歳以上	25	20	6.3%	5.1%	7.0% 4.3%
合計		395		100%		100%

■ ハイリスク地域関連資料 <地域における自殺の基礎資料(自殺日)>

【表7】発見地住居地別の自殺者数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	合計	集計 (発見地/住居地)
発見地	213	185	188	185	184	955	比 102%
住居地	203	184	186	182	180	935	差 +20

【表8】発見地住居地別の自殺者数(年代別)

H30～R4年合計	20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳以上	不詳	合計
発見地	26	105	126	153	148	134	137	126	0	955
住居地	26	103	125	148	136	135	137	125	0	935

※自殺統計では、自殺者の発見地と居住地で人数の差異が生じるためその差を示した。

■ 自殺手段関連資料

【表9】手段別の自殺者数の推移 <地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)>

手段	H30	R1	R2	R3	R4	合計	割合	全国割合
首つり	142	129	119	122	113	625	66.8%	66.3%
服毒	2	5	4	4	6	21	2.2%	2.4%
練炭等	17	13	15	25	8	78	8.3%	7.2%
飛降り	21	18	16	10	23	88	9.4%	11.1%
飛込み	5	2	5	2	5	19	2.0%	2.7%
その他	16	17	27	19	25	104	11.1%	10.2%
不詳	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.1%
合計	203	184	186	182	180	935	100%	100%

■ 自殺者における自殺未遂歴の有無

【表 10】自殺未遂歴の有無別自殺者数の推移 <地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)>

未遂歴	H30	R1	R2	R3	R4	合計	割合	全国割合
総数	あり	38	38	36	27	48	187	20.0%
	なし	133	116	115	116	110	590	63.1%
	不詳	32	30	35	39	22	158	16.9%
	合計	203	184	186	182	180	935	100%

男女別

男性	あり	19	22	20	19	23	103	
	なし	105	82	82	87	81	437	
	不詳	24	20	29	26	17	116	
女性	あり	19	16	16	8	25	84	
	なし	28	34	33	29	29	153	
	不詳	8	10	6	13	5	42	

3 大分県市町村別SMR値　自殺（平成30年～令和4年平均）

【SMR（標準化死亡比）とは】

標準化死亡比は、年齢構成の異なる地域間の死亡状況を比較するために、年齢構成の差異を調整して算出した死亡率のこと。SMRは全国平均を100とし、市町村ごとに算出されたSMR値が120の場合、全国平均より1.2倍死亡率が高いことになる。



○SMR値が高い市町村

【総数】

- 1 姫島村(204.0)
- 2 九重町(156.7)
- 3 佐伯市(130.6)

【男性】

- 1 姫島村(209.3)
- 2 九重町(193.4)
- 3 津久見市(159.0)

【女性】

- 1 姫島村(197.3)
- 2 玖珠町(154.8)
- 3 日出町(134.6)

○SMR値が低い市町村

【総数】

- 1 豊後高田市(67.9)
- 2 国東市(68.3)
- 3 別府市(75.5)

【男性】

- 1 豊後高田市(76.3)
- 2 別府市(78.0)
- 3 国東市(81.3)

【女性】

- 1 豊後高田市(50.8)
- 2 竹田市(52.3)
- 3 日田市(64.5)

4 大分県自殺対策連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 自殺対策基本法を踏まえ、関係機関・団体が連携し、総合的な自殺対策を協議検討するため、大分県自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) いのち支える大分県自殺対策計画に関すること。
- (2) 自殺対策のための情報交換及び連携強化に関すること。
- (3) その他自殺対策に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(府内自殺対策推進会議)

第6条 自殺対策を全庁的に推進するため、協議会に府内自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) いのち支える大分県自殺対策計画の実施及び連絡調整等に関すること。
- (2) その他自殺対策に必要と認められる事項に関すること。

2 推進会議は、会長及び会員をもって組織する。

3 会長は、推進会議を総括し、必要と認めたときは会議を招集する。

4 会長は、福祉保健部障害福祉課長を、会員は別表2に掲げる所属の長の職にある者をもって充てる。

5 会長が必要と認めたときは、推進会議に会員以外の者の出席を求めることができる。

6 本条に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(事務局・庶務)

第7条 協議会に事務局を置く。

2 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(協議会の細目)

第8条 この要綱に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が協議会にはかって定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成19年8月29日から施行する。

この要綱は、平成19年10月2日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年1月28日から施行する。
この要綱は、平成29年7月26日から施行する。
この要綱は、平成30年3月8日から施行する。
この要綱は、令和元年9月3日から施行する。
この要綱は、令和2年12月9日から施行する。
この要綱は、令和3年11月19日から施行する。
この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

選任区分	団体名等
学識経験者	大分大学医学部（精神神経医学教室） 大分県立看護科学大学（精神看護学教室） 大分県保健所長会
医療	大分県医師会 大分県精神科病院協会 大分県介護支援専門員協会 労働者健康安全機構大分産業保健総合支援センター 大分県公認心理師協会
経済・労働	大分県中小企業家同友会 日本労働組合総連合会大分県連合会 大分労働局
報道	大分合同新聞社
民間団体	大分いのちの電話
地域	市町村代表（保健関係） 大分県民生委員児童委員協議会
法律	日本司法支援センター大分地方事務所
救急（消防）	大分市消防局
警察	警察本部
教育	大分県専修学校各種学校連合会 教育庁

別表2（第6条関係）

序 内 自 殺 対 策 推 進 会 議 会 員		
区 分	所 属	
会 長	福祉保健部	障害福祉課長
会 員	総務部	人事課長
	企画振興部	政策企画課長
	福祉保健部	福祉保健企画課長 医療政策課長 薬務室長 健康政策・感染症対策課長 国保医療課長 高齢者福祉課長 こども未来課長 こども・家庭支援課長 こころとからだの相談支援センター所長
	生活環境部	生活環境企画課長 県民生活・男女共同参画課長 学事・私学振興課長 人権尊重・部落差別解消推進課長 消防保安室長
	商工労働部	経営創造・金融課長 産業人材政策課長 雇用労働室長
	農林水産部	農林水産企画課長
	土木建築部	土木建築企画課長
	教育庁	学校安全・安心支援課長 体育保健課長
	警察本部	人身安全・少年課長

大分県自殺対策連絡協議会委員名簿

(五十音順、敬称略)
任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日

番号	所 属	役職	委員名
1	大分県医師会	常任理事	伊藤 彰
2	一般社団法人大分県公認心理師協会	顧問	小野 貴美子
3	大分県立看護科学大学	教授	影山 隆之
4	大分県市町村保健活動研究協議会	教育担当理事	金並 由香
5	大分県介護支援専門員協会	会員	栗原 洋一
6	独立行政法人労働者健康安全機構大分産業保健総合支援センター	副所長	佐田 憲昭
7	大分市消防局救急救命課	課長	定野 浩之
8	日本司法支援センター大分地方事務所	所長	須賀 陽二
9	大分県中小企業家同友会	代表理事	高野 浩子
10	大分合同新聞社報道部	部長	田尻 雅彦
11	大分大学医学部	教授	寺尾 岳
12	大分県民生委員児童委員協議会	理事	得丸 直子
13	日本労働組合総連合会大分県連合会	女性委員会 事務局長	原口 享子
14	大分県警察本部生活安全部人身安全・少年課	課長	原田 克宣
15	大分労働局労働基準部健康安全課	課長	堀 哲弥
16	大分県教育庁学校安全・安心支援課	課長	前田 英明
17	大分県精神科病院協会	副会長	向笠 浩貴
18	大分県北部保健所	所長	山下 剛
19	一般社団法人大分県専修学校各種学校連合会	会長	山下 麻由香
20	社会福祉法人大分いのちの電話	事務局職員	吉原 真理子